

第十回 参議院内閣委員会會議録第三十四号

昭和二十六年六月二日(土曜日)午後零時十五分開会

本日の會議に付した事件

○本委員会の運営に関する件

○行政機構の整備に関する調査の件

(調査報告書に関する件)

○継続調査承認要求の件

○北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。本日は北海道開発法の一部を改正する法律案を議題といたします。審議に入るに先立ちまして、この内閣委員会の本日の運営を如何にするかということにつきましてお諮りをいたします。第一は、本日の委員会の會議はおよそ午後六時まで、これに終了したいと考へておりますが、これについて御意見を伺います。

○梅津錦一君 私はその六時という時間に対しては考へたくない。このことは再々申上げておるのでおわかりだと思ふのですが、九十日もかかつて水産省設置法案が仕上つておりません。継続審議のときにも、速記を見ればおわかりのように、相当疑問点を残して継続審議に入つたのであります。この北海道開発法の一部改正法案は、そういう意味において、なお且つ僅かに本日を合せまして二十日足らずの審議期間しかないであります。而もこの法案は国の行政機構改革上の一大法律案でありますので、この点に対しては、六

時というようなことを考へずに、できるだけ審議を盡し、なお且つ審議の盡されんものは徹底的に審議を盡しまして、質疑の終結いたしましたときに討論の最終段階であるところ考へるわけでありまして。こういう意味合において、皆さんがたの参議院の性格、更に立法上の建前、原則を堅持されまして、十分な御審議を……時間ということを念頭に置かれずに最終までその職責を盡されんことを私は希望して、委員長のみ今の六時という言葉の意味に合まれているその内容が公開頂ければ、私は望外の仕合せと思うわけでありまして。

○溝淵春次君 委員長の先ほどの六時までで本委員会を打切るという動議に賛成いたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○楠見義男君 六時までの問題につきましては、先ほどの懇談会の席でも私申上げたところでありまして、一応会期が延長ということが決定しておらない今日の状態においては、継続審査にするか、或いは採否いずれか決定するか、大体本日一日の日程ということを前提にしてきめなければならぬわけでありまして、従つて、そういう意味から六時を目安にしての審議の方法は、私は結構だと思ひます。ただこれも先ほど申上げたように、政府の十分な満足すべき答弁が得られないために、六時まででは終了できないという場合には、一に挙げてこれは政府の責任でありますから、私どもは満足な

答弁が得られるまではやはり続けて頂きたい、こういう条件と申しますか、希望を附して賛成いたします。

○若木勝蔵君 六時が問題になつたのでありますけれども、先ほど申上げました通り、昨夕連合審査で残された問題、これが多数あるし、それから首相の出席の要求、或いは他の政府委員の要求、そういうふうなことが連合審査において打切られてしまつておるのであります。そういうことから考へ、又一方内閣委員会としてのこの審査状況を考へて見まして、これは未だ提案理由に対するいわゆる総括質問すら先ず緒についておらんというやうな程度にあるように思ふのであります。そういう点から見まして、今日の六時を期してというやうな都合になりますという、非常にこれは何かの外部的条件の下に我々の審議が束縛されてしまふという形が考へられるのではないかと。本日はやはり法案の審議ということをして先立てて行くのではないかと、そういうことから考へまして、私は梅津君同様、いわゆる原則論でどこまでも進んで行つて、あとは委員長のそのときにおける経過についての取計らい、こういうやうな都合に考へたいのであります。

○委員長(河井彌八君) 如何ですか、委員長がお諮りいたしましたのは、先刻理事會を開き、又更に内閣委員の懇談會を開きました、大体の結論と認めまして、六時までということを出したのでございます。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員(河井彌八君) それでは多数(挙手者多数)

○委員長(河井彌八君) それでは多数であります。ではさうに決します。次にお諮りをいたします。他の常任委員会から、内閣委員会に対して連合委員会開催の申込があつたときには、これをどうするかという問題であります。而して只今委員長は、予算委員長より、予算委員会は合同審査会において未だ一人も発言の機会を得ておりませんから、合同委員会を本日も続行されんことを要望しますという要求を受けたのであります。更に又運輸委員会からも、連合委員会を開催してほしいという要求を受けております。この二つをどういたしますかということ、これをお諮りいたします。そして更にもと原則論といたしましては、そういう他から連合委員会を開催せよという要求があつた場合には、これを如何にするかということをお諮りいたします。それに対しては、先刻の理事會の合意と、この委員会の懇談会におきましては、それはお断りをする、こういう結論であつたのであります。

○溝淵春次君 委員長の御発言のごとく、他の委員会からの連合委員会の開催につきましては、これは内閣委員会としては採用しないということに御決定願ひたいと思ひます。(異議なし)(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 如何ですか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) それでは他の常任委員会から本委員会に対して連合委員会開催の要求がありますのでありますが、これはお断りを申すということに御異存ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。次に常任委員長、即ち波多野予算委員長、木下人事委員長、両委員長から、委員長として委員会において発言を要求して来られました。この場合におきましては、参議院規則によりまして、この発言を求められた委員長の御発言はこれはお許ししなければならぬのであります。委員長として諸君にお諮りいたしますのは、これらの発言を、要求せられた委員長の発言の時間を、どれだけとするかという点であります。

○溝淵春次君 各委員長の発言の時間は、十五分間と限度をきめてお願いしたいと思ひます。(賛成)と呼ぶ者あり

○楠見義男君 今の溝淵君の御意見には私賛成であります。なお先ほどの問題に戻りますけれども、他の委員会から連合審査を求められて、それを拒否した理由は、無条件に拒否するのでなくして、委員長としては今の議題になつておるやうに、委員会を代表して発言する機会もあるからお断りする、こういう意味に了承しておりますが、それも併せてお含み置き頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 承りました。

○梅津錦一君 只今の議決になりましたが、この六時の内容の中には、質疑終了、討論、採決という一つのことが考えられます。更に又継続審議ということも重ねて合

まれるというところは、打合会できまっておりますと思うわけですが、私はこの際はつきりして置きたいのは、そういう場合におきまして、この六時に、私社会党を代表して申し上げますが、この問題を討議いたしまするに

は、党の意思決定を見なければ発言ができないのであります。この六時の限度において、私は、社会党におきましては議員総会が必ず行われるという

ことを申し上げたいのであります。社会党ばかりでなくして、我々は党の代表である以上、或いは会派の代表である以上、当然そういうことが行われま

るので、個人的意見が申上げられないことは非常に残念であります。あ

らから御了承願いたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 只今の梅見君の御意見、それから又梅津君の御意見は、すでに御決定になったその事項に

ついての御希望でありますから、更にこれを実行する上において考えなければならぬ問題であります。併し党の御都合のために、参議院の委員会の時刻に影響を及ぼすということは、どうぞ避けるようにお計らいをお願いしたいと思います。(異議なしと呼ぶ者あり)

これを一回限り発言せられても、数回に分つて発言せられても、その総計は十五分と、こういう意味と了解してよろしいですか。

○溝淵春次君 委員長の御見解の通りであります。

○吉田法晴君 実は先ほどの懇談会でもお話が出ましたが、昨日の連合委員会継続の希望もある、今日も連合委員会の申入れもあつて、それをその代りに委員長の発言を許すのでありますから、これは当委員会として、委員会を

代表せられた発言に対しては集約され、成るべく十五分程度にとどめるといふような希望を附して発言を願ひます。只今の発言によりますと、十五分

で切つておりますけれども、その点については多少の余裕もあるということについては、先ほど確認せられたのであります。その点を併せて一つ採決して頂くことを委員長にお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) これは委員長といたしましては、委員会のおきめに従うはかばかしいのであります。それで十五分とすることに同意の諸君の挙手を願ひます。

(挙手者多数)

○委員長(河井彌八君) 多数であります。さうに決定いたします。

次に只今申したごとく、常任委員会の委員長でない委員のかたが、この委員会において発言をするという御希望があるので、ここに通告のありましたのは、運輸委員の内村清次君であります。内村君の御発言を許可してよろしいかどうかという問題についてお諮りをいたします。(異議なしと呼ぶ者あり) 先刻の申合せでは、常任委員長

の発言も本委員会の委員の質疑であります。一回限り発言せられても、数回に分つて発言せられても、その総計は十五分と、こういう意味と了解してよろしいですか。

○溝淵春次君 委員長の御見解の通りであります。

○吉田法晴君 実は先ほどの懇談会でもお話が出ましたが、昨日の連合委員会継続の希望もある、今日も連合委員会の申入れもあつて、それをその代りに委員長の発言を許すのでありますから、これは当委員会として、委員会を

代表せられた発言に対しては集約され、成るべく十五分程度にとどめるといふような希望を附して発言を願ひます。只今の発言によりますと、十五分

で切つておりますけれども、その点については多少の余裕もあるということについては、先ほど確認せられたのであります。その点を併せて一つ採決して頂くことを委員長にお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) これは委員長といたしましては、委員会のおきめに従うはかばかしいのであります。それで十五分とすることに同意の諸君の挙手を願ひます。

(挙手者多数)

○委員長(河井彌八君) 多数であります。さうに決定いたします。

次に只今申したごとく、常任委員会の委員長でない委員のかたが、この委員会において発言をするという御希望があるので、ここに通告のありましたのは、運輸委員の内村清次君であります。内村君の御発言を許可してよろしいかどうかという問題についてお諮りをいたします。(異議なしと呼ぶ者あり) 先刻の申合せでは、常任委員長

の発言も本委員会の委員の質疑であります。一回限り発言せられても、数回に分つて発言せられても、その総計は十五分と、こういう意味と了解してよろしいですか。

○溝淵春次君 委員長の御見解の通りであります。

○吉田法晴君 実は先ほどの懇談会でもお話が出ましたが、昨日の連合委員会継続の希望もある、今日も連合委員会の申入れもあつて、それをその代りに委員長の発言を許すのでありますから、これは当委員会として、委員会を

代表せられた発言に対しては集約され、成るべく十五分程度にとどめるといふような希望を附して発言を願ひます。只今の発言によりますと、十五分

で切つておりますけれども、その点については多少の余裕もあるということについては、先ほど確認せられたのであります。その点を併せて一つ採決して頂くことを委員長にお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) これは委員長といたしましては、委員会のおきめに従うはかばかしいのであります。それで十五分とすることに同意の諸君の挙手を願ひます。

(挙手者多数)

○委員長(河井彌八君) 多数であります。さうに決定いたします。

次に只今申したごとく、常任委員会の委員長でない委員のかたが、この委員会において発言をするという御希望があるので、ここに通告のありましたのは、運輸委員の内村清次君であります。内村君の御発言を許可してよろしいかどうかという問題についてお諮りをいたします。(異議なしと呼ぶ者あり) 先刻の申合せでは、常任委員長

の発言も本委員会の委員の質疑であります。一回限り発言せられても、数回に分つて発言せられても、その総計は十五分と、こういう意味と了解してよろしいですか。

○溝淵春次君 委員長の御見解の通りであります。

○吉田法晴君 実は先ほどの懇談会でもお話が出ましたが、昨日の連合委員会継続の希望もある、今日も連合委員会の申入れもあつて、それをその代りに委員長の発言を許すのでありますから、これは当委員会として、委員会を

代表せられた発言に対しては集約され、成るべく十五分程度にとどめるといふような希望を附して発言を願ひます。只今の発言によりますと、十五分

で切つておりますけれども、その点については多少の余裕もあるということについては、先ほど確認せられたのであります。その点を併せて一つ採決して頂くことを委員長にお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) これは委員長といたしましては、委員会のおきめに従うはかばかしいのであります。それで十五分とすることに同意の諸君の挙手を願ひます。

(挙手者多数)

○委員長(河井彌八君) 多数であります。さうに決定いたします。

次に只今申したごとく、常任委員会の委員長でない委員のかたが、この委員会において発言をするという御希望があるので、ここに通告のありましたのは、運輸委員の内村清次君であります。内村君の御発言を許可してよろしいかどうかという問題についてお諮りをいたします。(異議なしと呼ぶ者あり) 先刻の申合せでは、常任委員長

思っておりますと、増田開発庁長官が

けしか出ておられない。途中であれがないから、これがないからというごとで審議が停滞するようなことでは困りますので、前以てちゃんと一つ御出席を願つてお始め願ひたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 吉田君にお答えいたします。総理大臣の出席を求めますことは、もうすでにたび／＼いたしております。今日も是非ということと申してあるわけでありまして、併し病気で寝ておられるという回答を得たのでありまして、これ以上まだ是非出るといふことはもう委員長としてはできません。併し政府側からは何か説明ですか、お断りがあるということはあるであらう。又政府の側として総理大臣が出ないのだから、誰か総理大臣に代つて説明をするといふことはおのずからきまつておるだらうと、かように考へておりますから、これは政府の側から説明をする機会があると思ひますから、さよう御承知を願ひます。

○都祐一君 議事進行を願ひます。
○委員長(河井彌八君) 吉田君。
○吉田法晴君 時間がありませんので、成るべく簡単に要点をお尋ねいたしたいと思ひますが、議運においてこの法案の、会期を延長してまでやらなければならぬ緊急性をお尋ねいたしましたところが、明確な御回答を頂かなかつたのであります。連合委員会等においても、地方財政委員会の意見も求められず、或いは地方行政調査委員会の結論も待たずに、どうしてこういう法案を急いで上程し審議するのかと、こういう提出者に対する質問がございましたが、なお工事の、北海道の實際を考へて見ましても、冬の

長い北海道において、実際には四月から十月頃までに工事が必要であると思ひますが、この工事の途中においてこういう大きな機構の変化を来しますことは、十月までの間に実際には仕事ができない結果に立ち至らしめるのではないかと、こういう議論が起つて来るのであります。こういう十分な打合せ、或いは意見を徴する間もなしに、北海道の事態を無視してまでも本法案を本国会において成立せしめなければならぬという理由について、先ず承わりたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) これは吉田さんのような御質問はたび／＼連合委員会等においてもございまして、たび／＼お答えいたしておりますが、政府におきましては、皆さまの議決を経て、歳出方面の特色は北海道開発費であるといふくらいに国策として、地方自治策としてではなくして、国策として我々は力を入れておる次第であります。そこでこれは我々が責任を負ひ得る態勢において実施しなくてはならぬ、こう思ひまして、できるだけ早く現地における開発機構を作り、そうしてこれが実施を図りたいと思つておる次第であります。ただ併しながら只今の総理府所管の国家公務員、国の官吏が現在公共事業をそれ／＼実施いたしておるのであります。我々は機構の改革を行ひまして、国会に對して、又責任大臣として直接実行する必要が国の直轄事業においてはあります。従ひまして機構の改革を行うだけでございまして、現地における事業の執行は、四月に入るや否や着々としてこれは行なつておる次第でございまして、

○吉田法晴君 只今の説明では、緊急性に對しては会期終了二日前に出して来て、そして会期まで延長をしてすぐに実施しなければならぬという緊急性については、御説明がなかつたように思ひますが、その点お答え願ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 緊急性といふのは、できるだけ、不明確な態勢ではいけない。責任政治、責任を負ひ得る態勢を早く国の総力を挙げて……、北海道の開発のごときは行なつておるのでございまして、そういうこと自体が緊急性でございまして、

○吉田法晴君 その点は意見の相違になるかと思ひますが、私は御答弁を以て、こういう二日前に出して来て会期を延長してまでここで強行審議しなければならぬといふほどの緊急性は認められないのであります。その点意見の相違でございまして、これ以上質問を続けることを省略いたします。只今増田さんは北海道開発庁長官として御答弁を頂いておるのであります。併し連合委員会におきましても或いは国務大臣として御答弁に相成り、或いは新幹線長といふことも出ておりましたが、個人に還元するといふことは困難かと思ひますのであります。私は増田長官が會つて北海道長官であつた時代に、北海道の開発事業は、或いは拓殖行政は、北海道庁を中心にして一本でやらなければならぬといふ御意見を持つておられたように聞いておるのであります。昭和二十二年一月九日の北海道会の決議、或いは二十二年六月一日の北海道議会の決議等を見ましても、その点が明らかになつておるのであります。北海道長官としておられたときには、国費の補助或

いは国費負担という点はとにかくとしてこの道の行政を挙げて北海道庁を中心にして一元的に強力に運営されなければならぬ、こう考へておられましたのが、開発庁長官になられては、北海道に国の出先機関を設けてやらなければならぬ、こういう意見に変わりました。その真相について御意見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 吉田さんの御質問にお答え申し上げます。私が北海道長官であつたのは、長官という言葉によつても極めて明瞭な通り、国の出先機関でございまして、国の出先機関、どうぞこの点を委員の皆様方におかれまして、もとより混同は遊ばされたいと思ひますが、御了解願へば幸いです。そこで終戦直後においては連合委員会においても申し上げたのであります。朝鮮總督府、台灣總督府といふものがなくなつた。そこでむしろ北海道はこれは拓殖といふ言葉のごさいます通り、未開発後進地域であるといふことは、北海道民諸君がみずからを以て認めております。そういうような意味合もあり、かた／＼北海道の開拓は国が国会に對して責任を負ひ得る態勢において、内地よりも特に力を入れてやる必要がある、こういうような意味の道庁といふ、自治庁といふ仕事をなさるほど二割はやつております。二割やつてゐる自治事務を担当する道庁といふ意味ではないのでござい

ます。昭和二十二年一月九日の決議の際には、私は東京に衆議院議員として出席いたしておりました。その状況は存じませんけれども、道会において決議したことであつても、そういう意味でございまして、というのは北海道拓殖費は

七十五億今年がございまして、當時は十二億ばかりこれは道会の決議を経るわけでも何でもないものであります。普通であれば国の補助費はすべて府県会を通して行く。北海道においても補助費関係は通つて行きますが、国の直轄事業関係は通らないのであります。同じ道庁でありまして、これはまるつたり各府県の県庁とは違つてゐるところであります。それで私は北海道庁という国の出先機関において、或る程度総合的に開発する必要があるといふことは我々ももとより考へておるのであります。私は公選の地方知事を北海道の事業上から見まして僅か二割しか担当しない公選の知事になつたこともないのであります。そういう立場からものを申ししたのでないのであります。

○吉田法晴君 今の御説明は、今の北海道長官として数日来御答弁のあつたところと全く同じであります。六月五日の北海道道会における決議はそれはなつておらんのであります。六月五日の決議の中には、行政機構として北海道開発の一切の企画を一元的に行う中央官庁を定めると共に、その指導監督の下に所管行政を挙げて北海道庁に完全に委任して、強力且つ総合的の運営方法をとること、或いは企画官庁としての北海道庁と実施機関の北海道庁といふものを分けて、そして一元的にまとめるという意向が出ておることについて、北海道長官の公式の意見が當時の公式の記録に載つておらないのでありますけれども、明らかに當時において北海道長官としては一元的に北海道庁にまとめたといふ御意見であるのか、

七十五億今年がございまして、當時は十二億ばかりこれは道会の決議を経るわけでも何でもないものであります。普通であれば国の補助費はすべて府県会を通して行く。北海道においても補助費関係は通つて行きますが、国の直轄事業関係は通らないのであります。同じ道庁でありまして、これはまるつたり各府県の県庁とは違つてゐるところであります。それで私は北海道庁という国の出先機関において、或る程度総合的に開発する必要があるといふことは我々ももとより考へておるのであります。私は公選の地方知事を北海道の事業上から見まして僅か二割しか担当しない公選の知事になつたこともないのであります。そういう立場からものを申ししたのでないのであります。

○吉田法晴君 今の御説明は、今の北海道長官として数日来御答弁のあつたところと全く同じであります。六月五日の北海道道会における決議はそれはなつておらんのであります。六月五日の決議の中には、行政機構として北海道開発の一切の企画を一元的に行う中央官庁を定めると共に、その指導監督の下に所管行政を挙げて北海道庁に完全に委任して、強力且つ総合的の運営方法をとること、或いは企画官庁としての北海道庁と実施機関の北海道庁といふものを分けて、そして一元的にまとめるという意向が出ておることについて、北海道長官の公式の意見が當時の公式の記録に載つておらないのでありますけれども、明らかに當時において北海道長官としては一元的に北海道庁にまとめたといふ御意見であるのか、

七十五億今年がございまして、當時は十二億ばかりこれは道会の決議を経るわけでも何でもないものであります。普通であれば国の補助費はすべて府県会を通して行く。北海道においても補助費関係は通つて行きますが、国の直轄事業関係は通らないのであります。同じ道庁でありまして、これはまるつたり各府県の県庁とは違つてゐるところであります。それで私は北海道庁という国の出先機関において、或る程度総合的に開発する必要があるといふことは我々ももとより考へておるのであります。私は公選の地方知事を北海道の事業上から見まして僅か二割しか担当しない公選の知事になつたこともないのであります。そういう立場からものを申ししたのでないのであります。

○吉田法晴君 今の御説明は、今の北海道長官として数日来御答弁のあつたところと全く同じであります。六月五日の北海道道会における決議はそれはなつておらんのであります。六月五日の決議の中には、行政機構として北海道開発の一切の企画を一元的に行う中央官庁を定めると共に、その指導監督の下に所管行政を挙げて北海道庁に完全に委任して、強力且つ総合的の運営方法をとること、或いは企画官庁としての北海道庁と実施機関の北海道庁といふものを分けて、そして一元的にまとめるという意向が出ておることについて、北海道長官の公式の意見が當時の公式の記録に載つておらないのでありますけれども、明らかに當時において北海道長官としては一元的に北海道庁にまとめたといふ御意見であるのか、

七十五億今年がございまして、當時は十二億ばかりこれは道会の決議を経るわけでも何でもないものであります。普通であれば国の補助費はすべて府県会を通して行く。北海道においても補助費関係は通つて行きますが、国の直轄事業関係は通らないのであります。同じ道庁でありまして、これはまるつたり各府県の県庁とは違つてゐるところであります。それで私は北海道庁という国の出先機関において、或る程度総合的に開発する必要があるといふことは我々ももとより考へておるのであります。私は公選の地方知事を北海道の事業上から見まして僅か二割しか担当しない公選の知事になつたこともないのであります。そういう立場からものを申ししたのでないのであります。

の点重ねて御答弁を願いたい。

○國務大臣(増田甲子七君) 吉田さんの御質問の中に二十二年六月というふうに拜聴したものでありますが、二十二年六月ではございませんで、二十二年六月、こういうふうに拜聴してお答え申し上げます。私は二十二年六月九日は衆議院議員でございまして、中央におつた次第でございまして、

○吉田法晴君 その問題は……それは時間の関係で次に移りますが、国家行政組織法と今度の北海道開発法の一部改正法によつて、企画官庁としての開発局でなくて、現地に開発局を設けるということになりますと、国家行政組織法の規定に現われております各省又はその外局の地方支分部局を設けることができるといふ第九條の規定と、それから各省の指揮監督を受ける実施官庁のみならず、企画官庁と実施官庁と両方持つたような変な機関ができるのでありますが、この点につきましては昨日も論議が出ておりましたけれども、国家行政組織法上そういうことが許されるかどうか。今度の改正案の十二條と国家行政組織法第九條との関係について承りたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) この機会において皆様に申上げて御了解を得たいのは、吉田総理が本日も昨日と同様に所務が續いておられて、休養を余儀なくされておる次第でございまして、どうぞ皆様慈しからず御了承のほどを遍にお願ひいたします。なお総理に代る者というやうな立場で、若し御答弁の必要の場合は私から申上げるやうにとつておることでございまして、これも併せて御了承を得たいと思ひます。

それから「地方支分部局を置くことができる」といふこの条文と、十二條の条文との関連において、十二條といふものが行政組織法から見ても面白くないやうなことがありはせんか、どうかという御質問にお答え申し上げます。私どもは国家行政組織法に照らしまして、少しも面白くないという点はない。即ち全然合法的である。こう考へておる次第でございまして。即ち所掌事務を分掌させる必要があるために、支分部局を地方に置く次第であります。そこで開発局の所掌事務とは何ぞや。昨日来佐多さんにも申上げております通り、総合開発計画を樹立策定することとございまして。その前提として各種の調査をいたさなくてはなりません。又我々は鉱山資源等におきましても、その他あらゆることにつきましても、その地踏査をいたしたいと思つております。その地踏査を東京から北海道へ行つて宿屋に泊つて調査をする、そういうやうなことはよろしくないものであります。現地の駐在という意味において支分部局を設け、調査事務を施行せしめんとするものであります。もとより吉田さんが今企画とおつしやいました、企画のお説の通り下働きをいたします。併し企画を作ること自体は開発局であります。企画の下働きをいたします。それから他の官庁の執行機関としての現業事務をそれ／＼担当しておることは、昨日も御説明申し上げた通りであります。

○吉田法晴君 法制意見局長なり或いはその代りも来ておられると思ひますが、重ねてお伺ひしたいのでありますが、開発局のやうな企画官庁の出先機関を作る。で企画官庁だけなら

ば、今度のような問題はそう起らんとお思ひます。その部分として或いは土木局とか開拓局とかいふ／＼できましてやうが、それは各省の所掌事務である、そうすると企画官庁のやうな性質も持つておる、或いは実施機関的な性質も持つておる。それが一つにまとまつて両方の性格或いはあいまいな機関がでるやうに思ふのでありますが、これが行政組織法上これは第九條には直接書いてございすけれども、実際に行政組織法で、これは実体法です。その条文のみならず実体上そういう考へとの間に食い違ひがあるのではないかと。そういうことが行政組織法上矛盾なく或いは許されることであるかどうかという点も伺ひたい。

○政府委員(林修三君) 只今の御質問にお答えいたします。只今行政機関が企画事務と実施事務を併せ行ふといふことはこれはむしろ通例だと思ひます。中央の諸機関である各省も或る程度の企画事務はみんなやつております。或る程度の実施事務をみずからもやつていても支分部局を設けてやる場合もありまして、この北海道開発局が支分部局として、国の行政機関としての北海道開発局の、何と申しますか出先機関としてのその一部の仕事を分掌すると同時に、北海道における国の行政機関として北海道における開発計画の実施に當るといふことは、行政組織法上別に差支えないことだと思ふのであります。

○吉田法晴君 もう一つ、これに関連して昨日言われました質問が出ておりました点について疑問が残る、私どもは矛盾があるやうに考へるのでありますが、時間の関係ではし折らなければ

ならんのですが、これは憲法問題と関連をするのであります。私どもは従来官治行政の部分が強かつた地方自治体といふものを、地方自治法の改正、新憲法による地方自治法によつて地方自治を原則にしてそして例外的に法の規定によつて国の仕事をきめる、こういう制度がとられて来た。そして地方自治を立法権によつて制限する場合には、住民投票を要すると、これは地方自治を守つて行くために憲法九十五條といふものが設けられておると考へるのであります。言い換へますならば、地方自治を進める考へと、それから地方自治を奪つて行くといふ方向に対する憲法上の保障規定が九十五條になつておると考へるのであります。それらの点について今までの御説明は十分でなかつたと思ふのです。私どもは今までの説明だけで納得することができなかつた。或るほど開発局の設置の場合には、北海道開発法の場合にはこれが企画官庁であるといふことで一応まあ政府の説明が通つたやうであります。併し諸種の憲法解説書を見ても、一応問題に出されておることは、これはどの意見を見ても一応疑問になつたといふことは明かに提出をされておるのであります。今回の出先機関、開発局を作ることによつて、実際に北海道庁がやつて参りました仕事を取上げることになる結果を来した今度の改正案は、憲法第九十五條問題が起ると十分に考へられるのであります。そこで問題はこれを抽象的に議論をしても始まりませんので、具体的にお尋ねして参りたいと思ふのであります。地方自治法第二條第二項に「普通地方公共団体は、その公共事務並びに従来法令により及び將

来法律又は政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する」と明かにこの国の事務に属せしむるもののはかに地方公共団体がやるんだという精神がそこに書いてある。そして例示として今度関連いたしますのは、三項の十一号に治山治水事業或いは農地開発事業以下書いてございす。その国の事務に属さないものこの点について具体的に御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 只今のお尋ねでございす。憲法問題でございす。憲法が地方自治を推進するといふ立場に立つておられますことは御説の通りと存じます。ただ憲法九十五條の趣旨は、一の特定の地方公共団体に對してのみ適用される法律が、その地方の住民投票なくして成立しないといふ趣旨で、特定の地方公共団体の仕事を、或いは權利義務を制限するといふことについて、憲法上その地の住民投票でそれに決定権を與える、こういう趣旨もあると思ふのであります。全体的にこの仕事を法律により国に持つて行く、或いは地方に持つて行くといふことまで禁止したものではないと考へております。又この北海道開発法は従来国の仕事といたしまして国家公務員を北海道に置いてやつておりましたことを今回国の行政機関として北海道開発局という地方部局を置きまして、それにやらせるというところでございまして、この地方自治団体の仕事には全然関係のない事柄であります。この点におきましても憲法九十五條には當らないと思つておるわけであります。それから只今地方自治法第二條の二

その場合も府県道につきましては、
の手續きを經て国が直轄して施行して
いるところでございまして、今日もこ
の道路法の手続に従つて、国の開発庁
が執行する、こういう工合になつてい
ると存じます。

りますのは、これはここで実態的にその地方においてやる枠をきめたわけではございません。これは予算に計上いたしましたして、直轄事業で行う部分をやるという意味でございます。又予算に計上いたしまして、直轄工事で行うべ

き部分は、道路法或いは河川法等によりまして、国が直接行う事業の範圍をここに計上いたしまして、北海道開発法十二条によつて新たに権限が拡張す

るわけではございません。

○吉田法晴君　それでは地方費道なり、或いは準地方費道は本来道がやるべき仕事であるという点はお認めになったのだと了解してよろしいございませう。

すか。

○政府委員(林修三君) これは道路法の規定によりまして、国道は都道府県知事が原則としては事業を執行しております。地方費道以下につきましても

同様でございます。又道路法の規定によりまして或る意味におきまして直轄できる。こういう規定によつて従来北海道、内地におきまして直轄工事が行われておるわけでございます。只今仰

せになりましたように原則といたしました
しては、事業の執行者は道につきまし
ては道知事でございます。

○吉田法晴君 増田長官にお尋ねいた
します。そういたしますと、この北

海道開港法の一部を改正する法律案の附則十四条に出ております。

最後にこの定員の變更条文につきましては、これは国道のみに限られるものであります。それとも地方費道まで

を含めた一切の職員に及ぶのであります。今のお話のように、地方費道が本来北海道の自治体の仕事であるといえますならば、この人員につきまし

ても、道路に關しましては国道のみに限るべきではないかという感じを持つのでございませう。

○政府委員(岡田包義君) 私よりお答えいたします。この予算面におきまして、この予算を先般お配りいたしました直轄事業と補助費に分けてございませう、その予算面におきまして、直轄事業、逆に言いますと、道の議會を通じてまして道の歳入に入らざるほうの経費であります。直轄事業の経費、これを使います。これを執行するについて関連いたします国の官吏が、ここに書いてあります三千二百余人ということでありまして、さう御承知を願います。それは道路でいいますれば、国道、地方費道、準地方費道等が全部直轄事業でやっておりますから、それが全部含まれておるわけでありませう。

○吉田法晴君 地方費道、或いは準地方費道を本来道がやるべき仕事であり、それを二十四条によつて、国が北海道知事の許可又は認可を得てやるのだ、この点が明らかになりますと、本来は国の仕事でなくて、道の仕事であるという点は明らかになつたわけでありませう。連合委員会等において国の仕事ということと、それから国が財政負担をしておることが混同されて答弁されて参つたと思つておりますが、さうすると、本来国の仕事であるべき国道について、二十条の二項の適用のある分は別ですが、地方費道或いは準地方費道については、それが北海道の本来の仕事であるというならば、それを従事しております者についても、これを十二条附則によつて、国に、北海道開発庁に移すということは、これは無理な考へだ、矛盾だと考へるのであり

ますが、その点について……。

○政府委員(林修三君) 前段の点、私先ほど或いは吉田委員に私の意が通じなかつたところがあつたと存じますが、地方費道或いは準地方費道等においても、国が道路法二十四条により何らかの許可又は承認を得てやります場合は、国の事務であります。その点はさう御承知をお願いしたいと思つております。

○説明員(小林興三君) 只今の地方費道、準地方費道は、本来道の管理者である知事が管理しておるべきものを、国が執行するのはおかしいじやないかという御趣旨だろふと思つて。その点につきましては、御承知のごとく、北海道における地方費道、準地方費道以下の道路についても二通りありまして、国が補助金を出して、道の責任において執行しておるものと、それから国が全額、国費のままで国が管理をして執行しておるものと、この二通り從來あるものでございませう。そこで一般の建前は、地方費道以下は、府県の責任において府県の以下の負担でやるべきであります。北海道においては、かねて議論になつておりますやうに、北海道の地方費に繰入れてやるのは、北海道の地勢に鑑みて適當でない部分がありまして、開拓費全額を、国費のままで国の機関において執行しておつたのでございませう。その部分だけを今度開発局の名において執行するのでございまして、その点は従来北海道の地方費に入れまして、道会の議決を経、道費の負担を伴つてやつておつた仕事を全部どうこうするといふ問題と違ふのでありますから、この点から考へましても、地方がやつておつた仕

事を取上げる、こういう問題じやないと思つて。

○吉田法晴君 この政府のほうでは、或いは開発庁のほうでは、国が補助……、国が国費で負担をしておるか、これは国の仕事だ、こういう御説明、私は費用の点はとにかくとして、本来自治体である道がやるべき仕事であるならば、それは経費の点はともかくとして仕事は道の仕事である。その道の仕事を、法律上はつきりしておる道の仕事を、費用を出しておるからといふことで国に取上げるといふならば、地方自治の本来の仕事を取上げるという法律的结果になるのじやないか。ただ九十五条にいう一つの地方公共団体としての特別法になるのではないかと、今まで道庁の中におつたものといふのであります。人間についてもこれはその仕事によつて分けられるべきではないか、こういう意見を特つております。

〔委員長退席、理事梅津錦二君委員長席に着く〕

○説明員(小林興三君) 今の問題は、つまり費用負担の問題と仕事の執行の問題とは別問題じやないか、こういうことでございませう。それはさういふ面もございませう。又道路、その他河川の問題につきまして、これは純粹の法律論になりますけれども、御承知のごとく、現在の道路法なり、その他の体系といふものは、いわゆる国の仕事を、市町村の管理者にやらせる、こういう建前になつておるのでございませう。それでさういふ、その仕事の問題は別といたしまして、それでその中で府県道以下の仕事につきましては府

県が費用を持ち、国は必要に応じて補助金を出して、府県知事以下の府県吏員に執行をさせる、これが一般の建前になつておるのでございませう。その中で、御承知の通り、内地におきましては地方建設局という国の機関がありまして、そこで県道でも特殊な道路については、国の建設局がすべて国の費用の負担で以つて仕事をやつておる、從來やつておるのでございませうが、それと同じような形において北海道におきましては、従来北海道に特に国の官吏を置きまして、国の官吏が全額国費の仕事を行つておるのでございませう。道がみづから費用を負担しておられますやうな地方費道以下の道路の仕事をやつておつたのではないのでございませう。それでございませうから、地方建設局が国の仕事として道路の仕事をやつておつたのと同様な形で北海道における官吏が全額国の仕事をやつておつたのであります。それを独立の機関として地位責任を明確にしただけでございまして、その点につきましては地方自治の侵害といふ問題は全然起らないと考へております。

○吉田法晴君 法制意見局長に重ねてお伺いをしたいのですが、地方費道或いは準地方費道が本来道知事の管理の下にある仕事でそれを二十四条の許可又は承認を得てやつておつたから、或いは承認を得てやつておつたから、或いは今後許可又は承認を得てやるのだから、それは国の仕事になつておるのだ、こういう御説明であります。が、從來やつておられたものとして、許可又は承認が形式的に、或いはこの文章を整えて或いは行動で以て得

られておつたのかどうか。或いは今後改めてとられるのか、その点一つ伺いたい。それから若し見返り資金でもやつておることがあるし、差支えがないとしても、先ほどの一応道の仕事である、或いは道知事の管理であるといふことになるならば、法的に北海道の仕事であるといふことが法上認められておることでありませう。言換へますならば地方自治法二条の法令によりまして、その道の道路法になります。北海道の仕事だと考へられる仕事を今度の法律において実体的に国がやるということになるならば、依然として特例法の疑問が起つて参るのであります。その点一つ……。

○政府委員(林修三君) 先ほどはつきり申し上げませんでした。道、道路法、河川法の仕事は、これはいわゆる委任事務、固有事務の分け方で申せば、いわゆる機関委任の仕事でございまして、本来は国の仕事を各府県知事に機関委任をしておる仕事でございませう。その中の一部を国が直接施行しておる、こういう關係に相成つておるすわけでございます。その点はいわゆる地方自治法二条の本来の自治事務ではございませう。河川管理なり或いは道路の管理といふことは本来の自治事務ではございませう。国の委任事務は、これは先ほどはつきり申し上げておりましたが、附加して申し上げて置きますが、前段でお引になりまして、従来の北海道において許可、或いは承認の手続につきましては、これは或いは北海道開発庁なり、或いは建設省のほうからやつて頂いたほうが適當であると思つております。

○説明員(小林興三君) 從來、この

北海道で地方費道以下について仕事をやつておつたのは、承認或いは許可を得ておつたかどうかという御質問でございますが、この点は、御承知の通り、現在は北海道知事の管理の下にあつて、北海道知事が管理者としての地位を占めておりますから、一応は仕事の実体は管理してやつております。それから承認という問題は起らない。準費道については起らない、市町村道においてはこれは市町村でやつて行くはずでありますから、それを北海道の知事の名において管理をやつておつたとすれば、そういう問題があると思ひます。これは恐らく所定の手続をやつておるものと考えております。

○吉田法晴君 この地方費道、準地方費道の管理と申しますか、工事ですか、工事についてはこれは機関委任の事務と言われますけれども、成るほど経費の面で、この国費による工事を北海道知事がやるという事は、これは機関委任の關係となるかも知れませんが、道路法に書いてある、本来持つておる道知事の管理の事務というのは、これは委任事務ではないじやないかと思ひますが、その点を一つお伺ひしたい。それから時間がございますので最後に御尋ねをしたいのであります。北海道開発庁のときにも、憲法九十五条關係の議論が出たわけでありまして、これは法学協会から出ておる憲法解説書等の中にも、この憲法九十五条の關係が問題になるという事は、一応出ておる。こういう論議のこの特例法に關する数は少ないのですが、意見を見て一応問題になることはつきり書いてございます。ただ意見が今までは国会といえども、政府の言うこれは

企画官庁だからという説明で納得したのだから、こういうことを書いてございませう。問題になつたことは明かだし、問題が残つておることも明かである、それを具体的に今度は企画官庁にとまらずして、行政面まで、或いは執行面までも国に移すということになりますと、九十五条に關連する問題が出て参るのであります。この点について、これは權威ある意見であるとい切ることでもできませんけれども、或いは週刊朝日その他に問題が残つておるならば、或いは疑問が残つておるならば、この衆議院で絶対多数をとつておる自由党はその手続をみずからやるのが望ましいのではないかと、望ましいという意見も出ておるわけでありませう。昔の官治行政を中心としたこの地方の行政に対して地方自治法なり、或いは憲法の中で地方事務に關する規定を設けましたのは、地方事務を推進して参りたい、或いは今の地方財政委員会を中心として、或いは地方行政調査委員會の任務もその地方自治なり、憲法の精神を推し進めるための具体的な措置として決定され、或いは措置されておると思ひます。すが、そういう中において増田官房長官はよく元に戻すんだということを言われまが、もとの官治行政の色彩を多分に含む昔に戻すんだという私どもは仕事だと了解するのであります。が、そういう疑問が残るならば、九十五条の精神に従つて住民投票をやるべきではないか。むしろ進んで九十五条の疑いがあるならば、住民投票をするという積極的な態度に出られるのではないかと考へるのではありませんか、そういう点について長官はどういうふうに考へ

られますか。
○國務大臣増田甲子七君 お答え申上げます。我々は九十五条に該當するものと思へば住民投票をもとよりいたします。併しながら九十五条に該當いたさないという確信に立つておる次第でございます。それからその理由は、只今でも申上げましたこと、又法制局からも申上げましたところによつて御了解を得たいと思ひますが、地方公共団体關係の事務ではないのであります。そこで一つの公共団体のみに適用があると思つておりません。又いつも申上げます通り機構等におきましては、日本全体におきまして大体同様な機構になりまして、特定地域のみに適用させるということには相成らない次第であります。

○吉田法晴君 時間に制限をせられて、十分な御質問ができないのでありますが、一応約束を守りましてこの程度で打ち切ることにいたしますけれども、なほ質問が残つておりますので、関連質問なり何なりにおいて許して頂くことを条件といたしまして一応これで打ち切りたいと思ひます。
○理事(梅津錦一君) 楠見君発言時間です。

○楠見義男君 私は極めて簡単なことを伺うようでありませうが、併しその事柄はこの本案の討議或いは賛否を決する重要な参考資料になると思ひますので、御答弁は是非具体的に詳細にお伺ひしたいと思ひます。
そこで伺ひます前に委員長にお願ひしますが、恐らく速記をとめて或いは政府の御要求であれば、秘密会にでもして頂いてお伺ひしたいと思ひますので、私の二、三の質問の中の第一の点

は、先ず速記をとめて頂きたいということでありませう。
○理事(梅津錦一君) 速記を止めて下さい。
〔理事梅津錦一君退席、委員長着席〕
午後三時四十一分速記中止
午後四時三十分速記開始
○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。
○梅津錦一君 行政上の問題となることであるし、吉田総理が来られないという行政上の問題も含めて、将来のことをこの際明らかにして置きたい、と、こう思ひます。御存じのように吉田総理は、本日病氣であるということでも増田建設大臣増田北海道開発長官から御発言があつたわけでありませう。その速記文を申し上げますと、「この機会において皆さんに申上げて御了解を得たいのは、吉田総理が本日も昨日と同様に所務が續いておりました、休養を余儀なくされておる次第でございます。どうぞ皆さん惡しからず御了承のほどを一重にお願いいたします。」ここまでは私は問題でないと思ひます。「なお」ということを附加えまして、総理に代るものというような立場で、ここでもうはつきりしております。もし御答弁の必要の場合は、私から申上げるようにと、こういうことでございます。次に「から」がついておりました。これは助詞です、これも合せて御了承を得たいと思ひますということでも、明らかに今日は、増田建設大臣兼北海道開発長官は、総理の代理ということになつておるのであります。いつから代理になりましたか、その職制上

の、官制上の私は官報を見ておりませうので、このことが、いつ副総理に就任されたか存じておりませうので、この点を明らかにして頂きたい、こう思ひますのであります。
○國務大臣(増田甲子七君) これは先ほど委員長側から指摘でございましたけれども、この議場外でございませうが、総理に代つて何か國務大臣が一人出て御答弁を申上げるといふようなこととで、そのときは誰か出るか、増田出て来いと、こういうようなお話もございましたので、実は皆様のほうから御要望があつた、そこで私が何もこちらから好んで申上げたのじやありません。要するに総理に代るという意味で、御答弁の要求があれば私が申上げる、副総理の資格とは違ひまして、内閣総理大臣の祝辞を秘書官が読む、ああいう秘書官がすぐ副総理になるといふようなことではないと同様でございます。

○梅津錦一君 言葉を返すようですが、秘書がそこに来て、増田建設大臣の務めは務まらないわけでありませう。秘書官ではないので、やはり大臣が総理の、副総理の資格において公式委員會において発言をなさつておるのでありますから、その点の見解において御明解を頂きたいと思ひます。
○國務大臣(増田甲子七君) 私は國務大臣としてしばしば議運等に臨んでおりますが、いつでも総理に出るという場合に、いつも代つて然らば増田出ろということでも御答弁申上げておりました。未だ曾つて梅津さんのようなお叱りを受けたことはございませう。(その通りと呼ぶ者あり)

○梅津錦一君 私は議院運営に第五、第六、第七とおつたので、しばらくそういう機会には遭遇してありませんが、そうした前提が恐ろしくなかつたと思うのであります。本日は、増田建設大臣が副総理という意味の御発言がありましたから、その点を文章上の解釈から言えば、前提されておるのであります。その点で私は御解釈を頂きたい。こういうわけであります。

○國務大臣(増田甲子七君) 今梅津さんがお読みになつた通りなんです。そして、あなたのほうで総理に代つて誰か國務大臣が答弁する人があつたならあらかじめ申出ろ、こういうふうな内面的な連絡がありましたから、私が代つて申上げますから……、皆様のお言葉がございましてからそういうときは私が代つて申上げますからと、こういうことで申上げたわけでありまして、梅津さんの御解釈によるとそれがすぐ内閣法による副総理になるということでは私はそういうことはどうしても合点が行かないのであります。私は飽くまで内閣法の九条だとか或いは副総理だとかいう言葉を絶対に使つておりません。皆様が出たほうで総理に代つて誰か國務大臣が出るというその場合に副総理と言え、その場合には副総理を任命して来いというような御要望でございましょうか。

○梅津錦一君 私も昨日、今日は総理の出席を求めているのであります。連台委員会においても本日は総理の出席を求められておるのであります。併しなから先ほど委員長並びに増田國務大臣からお話がありましたように、本日は総理は来られないとこういうことは私は了承しておるわけです。行政上の

立場ということを最初に申し上げましたが、なおという言葉のあとにすでに総理に代るものというふうな立場で若し御答弁の必要がある場合には私がするといふことになっておりますから、こゝでは明らかに副総理の立場だ、そういう工合に……、(そのままでいいのだ)「とんでもないことを……」と呼ぶ者あり。総理の代理なら副総理であるはずである。

○國務大臣(増田甲子七君) 私は副総理という言葉は俗稱であると思つております。そんな言葉は大体法律上ございせん。それから國務大臣が総理の代理をして祝辞を読む場合がしばしばありますが、ああいう場合には副総理が何十人もできるのでございましょうか。

○梅津錦一君 私は総理に代る者の要求はしておりません。

○國務大臣(増田甲子七君) 梅津さんはそうだったかも知れませんが、この会議におきまして今日総理が出られないならば総理に代る意味において國務大臣が誰か出て来て御答弁をするようにと、あらかじめその人の名を言つて来いという連絡があつたのです。そこで私はお答えをしたんで、何も好んで……これはあなたがたの使われた言葉なんです。梅津さんかどなたか存じませんが、この会議体から御要求がございまして、そうして私にお答えしたのに、そういう私の使つた言葉を、増田が使う言葉で、増田が使つたからけしからんとおっしゃれば、私は一体どう御答弁してよろしいか判断に苦しむ次第であります。全く当惑してしまふ。

○梅津錦一君 建設大臣或いは北海道開発庁長官としての御発言は十分承知いたします。併しなから本日総理が来られないとするならば、大体の慣例においては官房長官が来られて総理の代理をするのが慣例であつたわけでありまして、(そんな慣例はない)と呼ぶ者あり。私はそういうふうな考えをしております。そうでなければ最初に官房長官も来られない、副総理も来られないから私が総理代理で来ましたからよろしくございませうかというところが当然認識されなければならぬと思ふ。(認証かと呼ぶ者あり)承認で結構です。○國務大臣(増田甲子七君) これは全く論理上の何でございませうから、お許し願つたら如何でございませうか。本日に私はこういふ言葉尻は、而も私は尻を提わしておるわけではございせん。これをお読みになつてもわかりませんが、総理に代る者というふうな立場云々というものは皆様のほうから御要求があつたから私が申し込んで、私が好んで申したわけではございせん。今度は総理以上の何かほかに代る者とおっしゃれば、ほかに代る者という意味で又誰か選定して参ります。建設大臣に代る者というならば又それもやりますが、あなたがたのほうで総理に代る者として國務大臣を誰かに使に代る者として出ましたのです。それでなおほかの言葉を使わなければならんでしようか。そういうおかしな話を言え、と合点がございせん。

○委員(河井彌八君) この問題はよしませう。

○吉田法晴君 関連して……、先ほどの梅見さんからの御質問に対する答弁の中で、水産庁関係で漁港その他において人を残すというお話でございまして、同様な関係が道路関係においても起るのではないかと。言葉換へますと具体的には附則の第十四条のうちに三千二百四十六名というものが残るようになってございませうが、そういうのがあるのじやないかということを開連して御質問申上げたいのであります。先ほどからの質問答弁の中で、増田大臣或いはその他から国道も含めて道路法二十四条によつて管理者の許可又は承認を得るという御説明があつたのであります。国道については二十条の二項による以外にないと思ふのです。本来二十条は、これは私人或いは私法人、そういうものが管理者道知事の許可又は承認を得て道路に関する工事を執行するといふ条文だと思ふのであります。先ほど問題にいたしました地方費道につきまして、これは地方費道についても国がやるのだ、こういうお話でございまして、開発局ではやらない、地方費道の工事は開発局ではやらないのだという、これはこの席ではございせんけれども、開発局の岡田次長は答へられておられるようであります。そうしますとこの会合の席上では御答弁と、或いは開発局のその他の意見とは食い違つて参るわけでありませうが、そういういたしますと依然として地方費道についてはこれは本来道がやるべきものであつて、これは国がやるのはおかしい。従つて地方費道の工事をやる場合に、国が全額補助をするとしても、その人間はこれは道に残さるべきものではないか。漁港関係その他水産関係にもありますように、たとへ公務員でありまして道に残さるべきものであるのだと考えられます。

○説明員(小林與三三君) 重ねて地方費道の問題に関連してお尋ねでございませうが、その前に国道も二十四条によつてやるのではないかと、これはさうでございませうが、これは前にもはつきり申上げたつもりでございませうが、国道は二十四条の一項によつてやるのでございませう。それは二十四条は地方費道以下の道路についての問題でございませう。その点は前から申上げたつもりでございませうが、重ねて申上げて置きます。

それから人の問題につきましてお話があつたのでございませうが、これは今まで申上げたことによつて大体盡きておると思ふのであります。要するに北海道に官吏が道路についてもあつたわけですが、これはどういふ仕事をやるために置いておいたかと申しますと、全額国の費用で而も道費に組入れず国費のままで執行する工事をやるための人間として置かれたのでございませう。それでありますから、その全額国費のままで行ふ道路といたしましては、国道、準地方費道も、或いは市町村道もあつたかと思ふのであります。が、その道路のために置かれた人間でございませう。そこで補助事業なりその

他北海道の地方費の負担においてやり
ます道路のための人間とはこれは全然
関係のない人間なんでございます。こ
の点は極めて明瞭であります。それで
ございまして、今度この新しい法
案によりまして開発局において従前通
り全額国費のままで執行してございま
した工事をするためには、そのために置
かれたすべての官吏をそのまゝ引継
ぐ、こういうことは極めて筋の通つた
話でございます。これについては補
助部分についての仕事をやるために置
いておいた官吏がございましたら、そ
うした官吏は残して置かなければなら
ませんので、河川道路等につきまし
ては、そうした官吏がおりませんの
で、全部引継ぐ、こういうことになつ
ておるのでございます。

うのであります。それは河川とか、或
いは道路とか、或いは資源開発とかと
いうふうなもの、或いは土地改良、これ
を総合的に開発して行くというふうな
意味の総合開発ということにもとられ
ておりました。それから又北海
道なら北海道の開発に対しては、国又
は公共団体、民間、こういうものが総
合的な立場に立つてこの計画を進めて
行く、こういうふうな考え方もあるだ
ろうと思ひます。それから更に開発と
いうと、すぐ考えられやすいのは資源
の開発であるとか、或いは産業方面の
ことだけを考えられるのであります。け
れども、そういう自然の開発と合せ
て、そして住民の生活の向上である
とか、或いは厚生方面、文化の向上、
こういう方面と総合するというふうな
意味の総合計画、開発計画というふう
なものがあるのだらうと思ひます。こ
ういふ点に對しまして建設大臣はど
ういふふうに考えられておられますか、それ
を伺いたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 次に若木君に
御質疑を願ひます。
○若木勝蔵君 私はこの法案の提出に
からむ問題について伺いたいと思ひ
て、私は速記をつけてもいいのであり
ますけれども、一応この際速記をとめ
てもらいたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて
下さい。
○委員長(河井彌八君) 速記を始めて
下さい。
○若木勝蔵君 この法案にも示されて
あるのですが、総合開発計画というふ
うなことに對しての考え方でありま
す、この総合開発計画というものの考
え方に対して、先ほど楠見委員のほう
からお話があつたようでありま
す、私はいろいろな考え方があると思

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて
下さい。
○若木勝蔵君 この法案にも示されて
あるのですが、総合開発計画というふ
うなことに對しての考え方でありま
す、この総合開発計画というものの考
え方に対して、先ほど楠見委員のほう
からお話があつたようでありま
す、私はいろいろな考え方があると思

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて
下さい。
○若木勝蔵君 この法案にも示されて
あるのですが、総合開発計画というふ
うなことに對しての考え方でありま
す、この総合開発計画というものの考
え方に対して、先ほど楠見委員のほう
からお話があつたようでありま
す、私はいろいろな考え方があると思

○若木勝蔵君 これはこの法案を審議
するに當つての非常に大事な問題にな
つて来ると思ひます。とにかく
今北海道の立場で考えますとい
うと、国が国費で支弁しておるものは全
部引上げるというふうな意味の法案で
あるということになれば、この総合開
発計画というふうなものの行き方、計
画がいよいよ地方公共団体、国、民間
との総合、そういう総合行政という立
場から大分私は遠ざかつて来るんじや
ないかと考えますが、如何ですか。

○委員長(河井彌八君) お説は一
応御尤もでございます。だから総合と
いう字から遠ざからないために開発庁
が置かれたのであります。そこでこ
に基本方針としてお手許に提出したも
ののうちにも、例えば電力資源の開発
について書いてあります。今回の
開発局と電力資源の開発とはまるつき
り関係がありません。水力は幾らやる、
火力は幾らやる、幾春別は別でありま
すが、火力発電というものは何と関係
がない。併しながら私どもは火力発電
をこういふふうにした、ああいうふ
うにしたということは、やはり総合
開発計画の中に出ております。そこで
今度は開発庁の行政、或いは通商
省の行政、これが現地において行
政を行います。その際においても
火力発電をこうやってくれ、こうい
うことをいたします。それから、勸業行政
と助長行政という見地から火力をや
つて欲しい、こうやります。併し今回
設置せんとする開発局の所管事務で
も何でもないので、併しやはり北海
道総合開発という見地から、私どもが
火力発電計画等を持つのは、火力に限

らず、或いは民政、教育、或いは衛生
行政、および我々の国民生活、道民生
活に關係のあることで開発に關係のな
いことではないのであります。総合開
発計画はこれらのものを網羅的に総合
的に計画を設定せんとするものであり
まして、そのために去年中央に開発庁
が作られた次第であります。

○若木勝蔵君 次に伺ひたいのは、開
発局というふうなものの性格になつて
来るのであります。これは一体今度
のこの法の改正で非常に重要な部面
になつて来ると思ひます。即ち前の開
発法で見ますと、計画はするけ
れども、実施機関としての意味が殆ん
どなかつた。然るに開発局を設置し
まして、これを実施機関とする、そ
うすると、そこにいるところの者の長
なり、或いは職員などというものの監
督をする監督権はどこにあるのだら
うか。

○委員長(河井彌八君) 今回実施
せんとする開発局の職員に對しては誰
が監督するか。これは昨日來問題にな
つたところでありまして、調査事務に關
しましては開発庁長官、不肖私が監督
いたします。土地改良については農林
大臣が監督をいたします。国道の建設
は建設大臣が監督をいたします。小樽
港、函館港の建設については運輸大臣
が監督をすることになつております。

○若木勝蔵君 そうするといふと、調
査事務だけが開発庁の長官の監督にな
るということになれば、結局開発局と
いうふうなものが、各省ばら／＼の立
場であつて監督されるということ、こ
れは総合の意味が薄くなつて来るので
はないか。総合の意味が遠ざかつて来
るのではないか。おの／＼各省で以て

監督して行くということになると、開
発局の意味がなくなつて来るのではな
いか。

○委員長(河井彌八君) そういう
御議論は一応起きます。そこで開発法
の第五条に、総合開発計画を第一、
第二に立てて、その開発計画の実施
の推進に當つて、その開発庁の長
官の仕事を定めます。私は實際行政の
執行はいたしませんですけれども、農
林大臣さんしつかりやつて下さい、
運輸大臣さんしつかりやつて下さい、
う捻子廻しの仕事はいたすのであり
まして、そこであなたのような御質問に
對して御懸念が晴れるわけでありま
す。

○若木勝蔵君 そういふふうになつて
参りますといふと、むしろこの問題は
開発局というふうなものを置くより
も、地方、いわゆる知事に委任事項と
してやらせたほうがより効果的になつ
て来るのではないかと、行政上……。

○委員長(河井彌八君) どうも若
木先生の論理は飛躍しておられまし
て、私にはどうも御答弁していい
か苦しい次第であります。開発局
設置の必要は、昨日來懇々と申し上げた
ところで御了承を願ひたいと存じま
す。

○若木勝蔵君 監督がばら／＼になつ
てしまふといふことよりも、とにかく
知事なら知事に委任しておつた場合に
おいては、総合開発というふうな意味
が非常に強くなつて来て円滑に行政が
行われて行くのではないかと、事業がそ
ういふふうな……、それをどうお考え
になるかといふのです。飛躍して
います。

○委員長(河井彌八君) そこはも

う意見の相違でございます。私どもはどうも……若木さんは道庁長官時代と知事時代を同じようにこれが赤煉瓦に在るから間違つていらつしやるのではないかと。道庁長官というものは御承知の通りに官という字でもおわかりの通り国の機関なんです。今度の道知事は地方自治の事務をやる、而も北海道の地方自治の事務分量は予算面から見ましても僅かに二割なんですから、それがそういう首を通して、そういう臨路を通して国家的事業である北海道の大開発を行わせる、これは行政機構の立てかたとしてもどうかと思うのであります。私どもはそういうことで、口には北海道の飛躍の開発を説いても観念論に終つてしまつと、こう考へて責任を果す意味からも今度の改正法案を提出した次第であります。

○若木勝蔵君 この間から私も長官の話をお聞きしておりますが、今のお話がつたように、国費が八割で道費が二割というふうな、これは一体数字的にそういうふうになるのですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 例へば建設事業で申しますと、北海道の道会を経る北海道知事事務である公共事業費は大体十八、九億であります。二十億まで行きません。然るに国の公共事業は皆さんが国会議員として議決された公共事業は幾らあるか、百億ばかりあるのであります。これで見て八割二割ということはおわかり下さると思ひます。

○若木勝蔵君 私の調査した道庁の予算ではそう簡単には考えられないように思ふのでありますけれども、これは調査の行き過ぎになるかも知れませんが、あなたの調査とは或いは違

うかも知れませんが、これはこのまま保留しておきます。それ以上には取りまかせんけれども……。

次に伺いたいことは、昨日の連合審査会で大分問題になつたようでありまして、地方行政調査委員会の考へが相当の問題については、開発法の改正については重大な立場を持つて来るのではないかと考へておりますけれども、どうもその点について地方行政調査委員の議長でありますか、神戸さんの考へ方と政府の考へ方において大分違ひがあるのではないかと考へております。というのは、この神戸さんの考へ方は必ずしも国費支弁というふうな立場にのみとらわれない。だから直轄河川というふうな点についても、或る考へ方がただ単にそれが国費支弁であるというふうな立場からのみ考へられない。国費支弁の立場にあつても、地方自治体との関係の深いものについては考慮しなければならぬのではないかと、こういうふうな考へ方に私は立つておると思つておりますが、今度の政府のこの法の改正に當つての考へ方は、そういう金の上からのみ考へて行くというふうな考へ方が強いのではないかと、こういうふうな考へ方に考へられるが、この点についてどういうふうにお考へになりますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 初めは我々の法案に対して反対されたかたが、地方行政調査委員会がたまたま、東京都と北海道とがまだ調査できていないというふうなことを奇貨とされまして、結論が全然ないのであるということをして我々を攻撃する武器とされました。若木さんも昨日御出席されておりましたが、神戸さんは御老齢でも

あり、お声も小そうでございますが、むしろ我々の主張以上に強い主張をせられておりました。だから社会党からも強い野次が出たのであります。即ち国の直轄事業は国の行政機関が行うべきであるという、たゞ、繰返えさうございましたが、たゞ、繰返えされております。そこで社会党から大いに野次が出て、自由党側からはひやひやというふうなことであつたことはあなたも見られた通りであります。それで問題は要するに地方費道のことに移りますが、地方費道は全額国庫で北海道はやつております。内地は三分の一が持つだけあります。北海道においては全額である。そこでそういうふうなものは一体どういふふうにするかという、地方費道はそれがやるのだと若し北海道で主張されますと、こゝなるのであります。政府並びに国会に対する勧告の、第七頁の市町村という字は省略しております。府県の責任とされた事務については、これは北海道です、北海道の責任とされた事務については、府県はそれを遂行し、且つみづからの財源によつてこれを賄ふことについて全責任を負うべきである。こゝ書いてあるのであります。即ち三分の一はおろか、全責任を持つて地方費道を北海道の負担においてやれということを勧告してある。こういうふうなことまで私は昨日申しませんでした。が、神戸さんの御意見を聞かれれば聞かれるほど、反対のための反対をなさることは不利に陥る、こういう状況であることは、あの昨日我々神戸先生の御答弁を拜聴した者としては、一応の結論であるのであります。どうぞこの点若木先生も是非とも御了承を頂きた

いと思ひます。

○若木勝蔵君 その点について神戸さんの考へ方ととり方が、長官と私の間には開きがあると思うのですが、原則としてはそういうふうなことが勧告にあるようにありますけれども、併し必ずしもそれにとらわれることがなく、地方自治体に関係のあるものは、例へば関係の深いものは、国費支弁であつても、その法案によつて取上ぐべきでないというふうには私はとつたのであります。併しこれはとり方が違ひうのであれば止むを得ませんが、そういうふうな考へます。

○国務大臣(増田甲子七君) 神戸先生が費用負担関係等について、国が直轄事業として現にやつておるものは、国でやるのが当り前であるということをしば、言ひ、それから皆様からしはば野次られております。これは明瞭に言つております。国が直轄事業でやる事業は国でやるのが当り前です。これは声は成るほど御老齢でもあり、小そうございましたが、はつきりした言葉を使つてたび／＼言明されております。

○若木勝蔵君 併しこの問題については、直轄河川を例にとられて神戸さんがお話になつたことは長官の頭にはあるだろうと思ふのでありますが、どんなものでしょうか。

○国務大臣(増田甲子七君) 直轄河川、道路、港湾、土地改良云々というあの勧告書の文章を捉えて答弁なさつたものと私は承知しております。

は、特に北海道については研究して、その後において勧告をする、相当これは研究問題になつてゐる様に思ふのであります。そういふところを勘案して、十分研究してからこの法案というふうなものを提出するのが一応の私は順序でないかと思ふのでありますけれども、まあそれについてどういふことは私はそれ以上申し上げません。それではその次に、今回のこの法案によるといふ費用の冗費の増嵩する、殖える、こういうふうな問題について私はこれら先般繰返されておるところもあるやうでありますけれども、この際明確にしておきたい点があります。それは第一に、長官がしはば言われるのでありますけれども、まあかまどは二つになるけれども、結局住い一つなだから、お互に融通し合つたら機械器具というやうな方面についてもやつて行けるのじやないか。だからそれによつて経費が高まるというふうなことがないのじやないか、こういうふうなことがしはば言われるのであります。御承知の通り、北海道は事業にとりかかる期間というふうなものについては、冬は殆んどできませんので、今頃から十月頃までの間は私はいさゝか事業をやるときではないかと思つております。そういうときにこの資料によつても示されたように、殆んどその機械器具が国のものを使つておるといふふうなことにあられる状態におきまして、同時に仕事にかかるときに、それを片一方に貸して、片一方は借りて仕事をする、そういうことは一体できるかどうか、実際にいいてすね。これを考へて見

は、特に北海道については研究して、その後において勧告をする、相当これは研究問題になつてゐる様に思ふのであります。そういふところを勘案して、十分研究してからこの法案というふうなものを提出するのが一応の私は順序でないかと思ふのでありますけれども、まあそれについてどういふことは私はそれ以上申し上げません。それではその次に、今回のこの法案によるといふ費用の冗費の増嵩する、殖える、こういうふうな問題について私はこれら先般繰返されておるところもあるやうでありますけれども、この際明確にしておきたい点があります。それは第一に、長官がしはば言われるのでありますけれども、まあかまどは二つになるけれども、結局住い一つなだから、お互に融通し合つたら機械器具というやうな方面についてもやつて行けるのじやないか。だからそれによつて経費が高まるというふうなことがないのじやないか、こういうふうなことがしはば言われるのであります。御承知の通り、北海道は事業にとりかかる期間というふうなものについては、冬は殆んどできませんので、今頃から十月頃までの間は私はいさゝか事業をやるときではないかと思つております。そういうときにこの資料によつても示されたように、殆んどその機械器具が国のものを使つておるといふふうなことにあられる状態におきまして、同時に仕事にかかるときに、それを片一方に貸して、片一方は借りて仕事をする、そういうことは一体できるかどうか、実際にいいてすね。これを考へて見

は、特に北海道については研究して、その後において勧告をする、相当これは研究問題になつてゐる様に思ふのであります。そういふところを勘案して、十分研究してからこの法案というふうなものを提出するのが一応の私は順序でないかと思ふのでありますけれども、まあそれについてどういふことは私はそれ以上申し上げません。それではその次に、今回のこの法案によるといふ費用の冗費の増嵩する、殖える、こういうふうな問題について私はこれら先般繰返されておるところもあるやうでありますけれども、この際明確にしておきたい点があります。それは第一に、長官がしはば言われるのでありますけれども、まあかまどは二つになるけれども、結局住い一つなだから、お互に融通し合つたら機械器具というやうな方面についてもやつて行けるのじやないか。だからそれによつて経費が高まるというふうなことがないのじやないか、こういうふうなことがしはば言われるのであります。御承知の通り、北海道は事業にとりかかる期間というふうなものについては、冬は殆んどできませんので、今頃から十月頃までの間は私はいさゝか事業をやるときではないかと思つております。そういうときにこの資料によつても示されたように、殆んどその機械器具が国のものを使つておるといふふうなことにあられる状態におきまして、同時に仕事にかかるときに、それを片一方に貸して、片一方は借りて仕事をする、そういうことは一体できるかどうか、実際にいいてすね。これを考へて見

たときにそういうことは実際の上に立つて、一体長官は事実調査の上に立つて考えられたのか、或いはそういうことがあり得るのではないか、こういう予想の下にこういうふうなことを言われたのじやないかと思うのであります、その点綿密なる調査の上に立つてのお説でありますか。

○國務大臣(増田甲子七君) かまどが二つとおつしやいましたが、今回二つになるわけじやありませんで、初めから二つなんです。要するに知事が世話をやくのを、やくかやかんかというだけで、国の機関が現在やつておるの、国の機関、総理府所管の私の部下がやつておるのですから、その点はどうぞ……、大体この議論をされる前に北海道ではおるの機関がないようない前提で、お考えのかたもあるようであります、現にやつておる。現に四千何百人でやつておる。而してこれは地方公務員とはかまどが違ふのであります。この点はどうぞ御了解願いたいであります。それから損が行くか、得が行くか。私は事務的な、機械的な関係だけからのみの議論が、堂々たる国策を論すべき国会において展開されておるのに過ぎないのは実は非常に遺憾であります。むしろ北海道は縄張りだとか、そんなことは争わずに、いやでしたら、つまり地方の負担に堪えないと思つたならば、できるだけこども全額国庫負担でやれ、あすこども全額国庫負担でやれ、そのやり得る端緒ができたのです、去年……。ですから去年は開発庁ができたのが四十億に過ぎなかつたのが、今はまあ一割に植えればよろしいのであります。公共事業費が一割植えたのですから……。とこ

ろが八割も植えた。八〇%も植えた。我々は国力を挙げて北海道の開発に力を入れようとする。ところがこれはおれの縄張りだということになると、この開発計画にもありますように、北海道地方費、北海道費でやれということになると、北海道民諸君の担税力というものは、田中知事の言われるように貧弱なものであります、こういう形にやりたいということ、自分の縄張りだ、これはおれの縄張りだというの、それでこれに力を入れない。よく権限の争議はしますが、これは権限だけを取つて来て、何ら権限の実行はしないのが官僚の通弊だと言われまして、よく我

我官僚の時代に内省しなければならんと相戒め合つたものでございます。これはおれの領分だ、そうして而も何ら仕事をしないということ、北海道の民政なり衛生行政なり、或いは土木行政の一切を挙げて、この総合開発計画遂行に飛躍の端緒を作るということ、どつちが有利だろうか。これは来年度恐らく五十億くらい植えます。それが五千万円損するかも知れない、六千万円損するかも知れない、だからおれの縄張りを取つておけ、こんなようなことこそ私は本場に田中君のために惜しむのであります。自分が委任された権限を本場に取られることは困ると、そんなようなことばかり言つておられますが、これを契機として恐らく又数十億植えます。どうか若木さん北海道の発展については極めて御熱心でありますから、国策的の見地に立つて、これは成るほどよろしい案だといふことは、これは常識的に考えますと直ちに肯定できる案でございますか、是非とも御賛同を賜わることをお願いします。

とえにお願いいたします。
○若木勝蔵君 御趣旨の点はよくわかりました。御趣旨はこういうふうな形にすると金が植えるのではないか、そうしたら北海道のためになるじやないか、というところにあるようであります、私はそういうことを聞いておるのじやない。金が植えることに對してはこれは何人も道民である以上は、もとより望むところでありますが、より以上に大事なのは総合開発計画といふふうなものの行政の遂行上、これが円滑に行くか、それから総合開発計画といふふうなものの本質がそれによつて遂行されるか、ここに私はあるのだと思う。金なんて問題はその点が解決つけば自然にくつて来る。その問題でないか、こう思ふのであります。そこはあなたと私とは見解が違ふかも知れません。どうでしょう。

○國務大臣(増田甲子七君) 私とは大分見解が違ひます。私は総合開発計画といふものは、一つの役所で、総理府所管の開発庁で作る必要がある。但し開発計画を一元的に農林省も排除する、建設省も排除する、おれが一人でやるのだ……、戦時中よく一元的といふような言葉がはりました、私は一元的と申しますと、一人がすべてをやるといふことはとてもできるものじやない。一元的という言葉は立派であるが、一人が何でもやるというものは、一人が何でもかんでもやれつこないのです。分業によつてやつてこそ、能率が上がるので、あの開発計画の一端をそれぞれ一部分々々の職域によつてそれ、能率を発揮してもらふことによつて、北海道の総合開発計画の実は挙るのであつて、一人が何でもかんでもやるという一元的方法によつてやるのでは、能率は低下するのみだと私は考えております。

もやるという一元的方法によつてやるのでは、能率は低下するのみだと私は考えております。
○若木勝蔵君 余り議論に及ぶことは避けようと思ふのであります、私は一人がこういうことをやるといふふうな考え方よりも、住民と行政部門とのいわゆる総合、こういうふうな面が非常に大事なものではないかと解釈するのです。金が植えるとか何とかいうことよりも、より以上に住民と協力をした上で開発して行くといふふうな面が非常に大事なものではないか、こういふふうな考へるので、いろ／＼先ほどから御質問申上げたわけでありまして、それで更にこの問題につきましてちよつと本論を、聞こうとするところを外れたようでありまして、この経費問題についてもう少しそのところを伺いたいと思ふのであります。長官はどうして経費は植えることがないという立場に立つておられるようでありまして、それがそれらについて私どもの調査した資料に基きますと、どういふふうな政府のほうから出された資料があります。開発局の事業別定員及び現在の国費職員の状態、これによりますというところ／＼ここに現在と、それから改正後におけるところの開発局、道、これの定員の分割の表が明瞭に出ておるのではありませんか、これは一体何に基いてこういうふうな分割をやられたか、そうしてこれによつて果して道のほうの開発ができて行くかどうか、道の行政面が円滑に行くかどうかといふことについて資料に基いて御答弁を願ひたいと思ひます。これは開発庁の岡田次長さんでよろしゅうござります。

○政府委員(岡田包義君) お答え申し上げます。これはお手許に若木さんの所へ私のほうの開発庁から出した法律案参考というのがございます、その最後のほうにござります。ちよつとおあけ願ひとうござります。二十頁、二十一頁、ここに左のほうに予算が分けてあります。開発局扱い分、それから補助費分と分けてあります。それで開発局の扱いますのは、この直轄事業のみであります。それからこの補助費は、従来通り道費に入れるべきものであります。それで直轄事業の開発扱い分に右の二十頁に書いてあります人員はくつておるのであります。それから地方技官といつて七百九十六名書いてあります、これは補助費をやるために国の官吏の七百九十六名がつくように予算で仕組んであるものであります。つまり現状の予算通りを執行するわけでありまして。

○若木勝蔵君 そうしますと、これは直轄事業に関する政令なんかによつて分割されるのですか。
○政府委員(岡田包義君) これは皆さんの国会でおきめ頂きました予算であります、予算そのまゝの分け方でございます。

○若木勝蔵君 その予算の分け方をどこでどういふふうにしてやられたかといふことなんです。
○政府委員(岡田包義君) この皆さん御決定頂きました予算は、直轄事業の開発局扱い分としてあります、この数字になつておるわけでありまして、それから道へ行く補助金がこの数字になつておるわけでありまして、それでおののこれに関連いたしました官吏が、その二十頁に書いておる管理庁官

吏になるわけでありまして、これは合計して四千八百七となつております。これを内訳すると、直轄と補助に分けますと、三千二百と、八百近くということに予算の御決議の通りに当然なるのであります。

○若木勝蔵君 それでは更にこの問題について伺いたいと思うのであります。先般の私いろ／＼連合審査あたりにおけるおのりの質疑から問題を拾つて考えて見ますと、この増田建設大臣は今も私がお話したように建物とか、機械器具、これは従来通り使用を認めるから経費はかかる、又地方自治の自治庁の小野次官は経費がかからんことを期待するというふうな言われたいのであります。北海道は定員を増加しなければならぬと言つておるし、又機械器具等についても同様である、こう北海道側は言つておるのであります。この点については食い違ひがある。又今のこの資料に基いて考えて見ますと、北海道側から出ておるこの資料からも、十四億というふうなものが増嵩するというふうなことを詳細な調査によつて出しておるのであります。この調査の結果、事実において経費がかかるものとすれば、この財源を附與しなければならぬと思つておる。又小野政務次官がお見えになつておるから、この点を伺いたいと思つておる。

○政府委員（小野哲君） 私からお答えいたします。昨日も地方財政委員会に木村委員が出席されました、今の御質問と同じ御質問があつたように拝聴いたしておりますが、これにつきましては地方財政委員会としては、まだ十分

に確認しておる段階には至つておらんというふうなことをお答えいたしておると思つて、この程度で御了承願ひたいと思つておる。

○若木勝蔵君 そうするとあなたのお答えになつておるこの経費がかからんことを期待する、かからぬといふことはつきり言つておいてならぬ場合においては何らかの方法によつてこれは附與することをお考えがあるかどうか、この点について……

○政府委員（小野哲君） 重ねてお答え申し上げます。昨日木村委員にまだ確認をするような段階になつていないといふことを申し上げておるので、この点につきましては将来の問題でございします。只今ここで明確にお答えすることは差控えたいと存じます。

○若木勝蔵君 それでは次の問題について考えたいと思つておる。先ほど問題になりましたが、道路についての問題なんです。これは先般も私はこの連合審査会において、三輪委員の質問に關連いたしまして、質問をいたしましたし、又ここにおられるところの吉田委員からの質問もあつたのでございします。どうして私にはこの点について腑に落ちない点があるのであります。それは地方費道以下の問題であるのであります。あの道路法二十四条の解釈は「管理者ニ非サル者」といふもの、どういふふうに解釈しておられるか、この点を一つ伺いたいと思つておる。

でも管理者にあらざるものであります。

○若木勝蔵君 そうすると、その項は管理者以外のものとして国も含まれるということになつて来るのでしようか。

○説明員（小林與三三君） その通りでございします。

○若木勝蔵君 そうしますといふと、第二十四条といふのは許可又は承認というふうな場合を考えて見ますといふと、国が知事の許可乃至承認を受けるといふことになるのですか。

○説明員（小林與三三君） 主務大臣がやる場合においては承認を受けるという事になります。まあ許可といふのは普通知事がやる場合で、国の場合は承認といふことになります。

○若木勝蔵君 余り今のところよく聞きたれなかつたのですが、主務大臣の場合においては承認というふうなことになるという事ですか。

○説明員（小林與三三君） その通りでございします。

○若木勝蔵君 あと時間が余りありませんから簡単に聞きたいと思つておる。先般も建設大臣からお話がありまして、知事が承認しない場合においては、北海道のいわゆる地方費道は予算が不執行になる、こういうふうなことを言われておるのであるが、不執行になつた場合の責任は一体私は政府にある、こういうふうな考えるのですか、如何でしょうか。

○國務大臣（増田甲子七君） これは内地においてもあるものであります。そこで府県においていまだという場合には不執行になつてもいたし方がないものであります。私のほうでいまだと言つ

ておるのではないのですから……

○若木勝蔵君 長官はよく責任の所在についていろ／＼お話がありますが、国会で以て議決したものに對する責任といふことをよく言われるのであります。この国会で議決したところの予算を執行し得なかつたといふことになつたら、政府は無力だといふことになりはせんか。

○國務大臣（増田甲子七君） 今まで二十四条でいまだと言つた人はないそうです。但し府県負担なんかの道路なんかで、府県も負担せねばならぬ、国でこれをやれといつても地方負担ではできないからお返ししますと言つて、例えば、栃木県で返したから、群馬県に廻すといふようなことはよくございしますが、そうかといつて私もそこまで責任論といふますか、向うがいまだといふものを、そのいまだという場合には不執行になつてもいたし方ないといふことは心の広い皆さんがたの承知しておられることであると私は解釈しております。

○若木勝蔵君 今回のように突如として、こういう法案を提出するといふことになれば、いわゆる北海道におけるところの道知事とその間においては相当協議するといふか、了解を求めるといふことをしなければならぬのじやないかと、こう思ふのですが、如何ですか。

○國務大臣（増田甲子七君） これは先ほど協議のことを申し上げましたが、只今でもこの二十四条でやつております。今でも知事は地方自治団体の知事という立場から、国の事務を委任されたという立場で協議しておるのであります。今までいまだと思つても、たと

え道民のためにならうとおれば癪にさわるからいまだといふことは私はないという確信を持っております。

○若木勝蔵君 この問題はそう簡単な問題ではないと思つておる。実際にいって自治体として、そこへ道路を新設してもらうと困る、そういうふうなことを考えておるときに国家で以てそれを無理にやるといふような場合は、私はあり得ると思つておる。或いはこれはつきり言つたら軍事的な立場といふようなことが従来言われておつたのでありますけれども、そういうことが、今後においてもあり得ると思つておる。非常にこの問題は私は大事な問題だと思つておる。長官はどう考えますか。

○國務大臣（増田甲子七君） 将来、イデオロギーの非常に違つた共産黨の知事が出たといふような場合が恐らくあり得ると思つておる。私も同感です。（笑声）

○若木勝蔵君 私残つた時間を保留しておきます。

○委員（河井彌八君） よろしうございします。それではこれまで質疑の通告のありました委員の諸君に順次質疑を願つておりましたが、まだ残つておるのですが、併しここに人事委員長木下君がお見えになりましたから、木下君の質疑を願ひたいと思つておる。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔梅津錦一君發言の許可を求む〕

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○梅津錦一君 議事進行についてです。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

○委員（河井彌八君） 梅津君、何でもか。人事委員長の發言時間のために、私の發言時間がなくなるといふけないか

ら念のために申し上げておきます。

○委員長(河井彌八君) 梅津君に申し上げますが、あなたの時間は取つてあります。これは前に御発言になつた分はそれだけ抜きますが……。

○委員外議員(木下源吾君) おつしやるうちに、審議会がおあなたの諮問機関でどうということでお聞きするのです。

○委員長(河井彌八君) それでは木下人事委員長に念のために申し上げておきますが、初めからあなたに申しておいた通り、十五分の範囲でどうぞ。

○委員外議員(木下源吾君) これは発言の中に入らないでしよう、質問です。……官房長官はお見えになりましたか。

○委員長(河井彌八君) 通告してあります。……いやさつき来ておつたのです。呼びます。

○委員外議員(木下源吾君) 私は余り角ばつて時間喧嘩してどうこういうのではなく、実質のことを言いますから……。

○委員長(河井彌八君) 喧嘩ではあります。……。

○委員外議員(木下源吾君) 御存じないあるにかかわらず、こういうことなんです。皆さんの話を聞いておつて、こういうことになりはしないか、この予算の執行の上においてあなたは責任を負われておる。そして又国会の諸氏が現在のような機構でやられるならやるといふことの上に立つて、協賛を與えられておると思うが、あなたが重大じやないかと思うが、あなたはどうか考えるか。

○委員外議員(木下源吾君) 二十六年度予算を提案し国会でこれがきまるときに、このようなことをあなたは予想しておられたかどうか。

○委員外議員(木下源吾君) 我々は予想しておりました。

○委員外議員(木下源吾君) そうしますと、その当時そのことを国会に何かおつしやつたことが、どんな形でもいからあつたのですか。

○委員外議員(木下源吾君) これは長官も言われるように、北海道のために官もやられるというのには間違いありませんか。

○委員外議員(木下源吾君) 国会では申したことはありませんが、北海道開発審議会においてはしばしば問題になつておりました。それから北海道選出の国会議員と私もこのことについて

て研究し合つたことはしばしばある次第であります。

○委員外議員(木下源吾君) 北海道のために開発をしようというのなら、もう少しほかの法律を作るといふことがいいのではないかと、そういう点についてはお考えになりませんか。

○委員外議員(木下源吾君) 具体的なおつしやいませんと、私も困ります。……これは一口でいへば、あなたもわか

○委員外議員(木下源吾君) 具体的なおつしやいませんと、私も困ります。……これは一口でいへば、あなたもわか

○委員外議員(木下源吾君) 具体的なおつしやいませんと、私も困ります。……これは一口でいへば、あなたもわか

○委員外議員(木下源吾君) 具体的なおつしやいませんと、私も困ります。……これは一口でいへば、あなたもわか

○委員外議員(木下源吾君) 具体的なおつしやいませんと、私も困ります。……これは一口でいへば、あなたもわか

○委員外議員(木下源吾君) 具体的なおつしやいませんと、私も困ります。……これは一口でいへば、あなたもわか

○委員外議員(木下源吾君) 私どもの望むところはですね、長官がいろいろ言われておるのだが、北海道に対するお言葉は、大体北海道に恩恵的にやつてやるのだという感じが強いのです。受けてゐる感じが……。それで、北海道は当然の権利として、国は又当然の義務として支出をし又仕事をするとする態度が樹立されなければならぬ、こういうふうにお考えを承

○委員外議員(木下源吾君) 全然木下さんと同感でございます。であるからこそ、つまり国が御厄介になるほうが多いのです。北海道には……。例えば移民をするというふうなことを北海道民の負担によつてやつたのでは誠に申訳ないのです。移民をするということ

○委員外議員(木下源吾君) 全然木下さんと同感でございます。であるからこそ、つまり国が御厄介になるほうが多いのです。北海道には……。例えば移民をするというふうなことを北海道民の負担によつてやつたのでは誠に申訳ないのです。移民をするということ

○委員外議員(木下源吾君) 全然木下さんと同感でございます。であるからこそ、つまり国が御厄介になるほうが多いのです。北海道には……。例えば移民をするというふうなことを北海道民の負担によつてやつたのでは誠に申訳ないのです。移民をするということ

○委員外議員(木下源吾君) 全然木下さんと同感でございます。であるからこそ、つまり国が御厄介になるほうが多いのです。北海道には……。例えば移民をするというふうなことを北海道民の負担によつてやつたのでは誠に申訳ないのです。移民をするということ

○委員外議員(木下源吾君) 全然木下さんと同感でございます。であるからこそ、つまり国が御厄介になるほうが多いのです。北海道には……。例えば移民をするというふうなことを北海道民の負担によつてやつたのでは誠に申訳ないのです。移民をするということ

○委員外議員(木下源吾君) 全然木下さんと同感でございます。であるからこそ、つまり国が御厄介になるほうが多いのです。北海道には……。例えば移民をするというふうなことを北海道民の負担によつてやつたのでは誠に申訳ないのです。移民をするということ

る、こういう言葉を聞いて私は非常に意を強うする。そして又それでなければならぬ。そういう前提に基きまして、私はなぜこの開発法というものを、本當のものをお作りを願えなかつたかというのを重ねてお聞きするのであります。そういう又御準備がないのかあるのか、こういうことについてお聞きしたいと思ひます。

○委員外議員(木下源吾君) 木下さんの、北海道開発法の本當の、本物の開発法を作れ、こういう御質疑は恐らく北海道開発に關するTVでも作れといふような御趣旨のように私は考えますが、間違つたら御訂正をお願いいたしますが、そういう御質問なり御要望は去年もございました。そういう実は御要望や御質問は我々のこの線に実は浴うたものなので、社会党の木下さんが、国家的の事務は国家的の機関を通してやろうといふことを主義主張とする社会党としては、これは當然な御議論である、こう思つております。そこでその線に沿うて幾分でも進歩したものである、但し我々の理想からはまだ相当距離がございます。そこでお説のような線に向つて我々各省事務当局並びに各関係なり政府との間において検討をして、でき得る限りそういう線に向つて努力を続けたいと、こう思つております。

○委員外議員(木下源吾君) 北海道への金の入れ方が、これも印象を受けているのですが、内地のほうの金を北海道のほうに注ぎ込んでゐるのだから有難く思わなければならぬといふふうには大体聞えるのですが、実は北海道拓殖計画時代から多額の金を使つてゐるが、これは全部北海道から国に納めた

金で作っていることは御承知でありましようか、その通りでございますしうか。

○国務大臣(増田甲子七君) お答え申し上げます。拓植計画に先行する閣議決定がございまして、北海道の歳入から北海道の拓植費以外の歳出を引いた残額を拓植費とせよ、こういう閣議決定がございまして、これに基づいて第一期、第二期拓植計画を作つたわけでござい

ます。即ち北海道の入りで北海道の出を賄うようにしろ、それ以上のものを使いたいところでございますが、そういう閣議決定がございまして、従来どうなつてゐるか申しますと、只今は拓植関係におきましては百億でございますが、その他平衡交付金とか、各種補助金とかいろいろなもの

を加えますと、北海道から国へ入る歳入と北海道へ出て行く国費関係の拓植費及び各種の国家的関係の歳出とプラスマイナスをいたして零になるようにしろというのが閣議決定でござい

ます、木下さん御存じの通り……と。ところが五十五億だか国家は余計北海道に出してありますが、これは木下さんの口吻を借りるまでもなく当然のこと

でありまして、どうぞそういう状況になつておりますから御了承願います。

○委員外議員(木下源吾君) それはいつの年度ですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 今年度でございます。

○委員外議員(木下源吾君) 私は二十四年度の統計によつて、北海道から吸上げたものでは百九十五億の吸上げ過剰になつておりますが、この点お調べになりませんか。

○国務大臣(増田甲子七君) 今年度でございまして、私はまだ調べておりませんが、去年も百九十二億の引揚げ超過であるということは、去年の予算面その他から見まして、去年の予

算面その他から見まして、去年の予

算面その他から見まして、去年の予

告を検討をしてこうだということを言われたのでありますが、今度の調査会議の事務配分の性格というものは、団体委任事務というものは、ことごとく公共団体の固有の事務化するということが本当だと思つておる。私が申し上げるまでもなくわかつておると思う。団体の固有事務化するものである。そういう方向で進んでおつて、従つてそれが国政の総合性と統一性から行政の能率が上がる、これが私は事務再配分の基本的な性格だと考えているのでありますが、その点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(増田甲子七君) 例えは私の村は三千五百人の所ですが、私の村に国道が通つております。そこで私の村の村民の自治生活と非常に関係が深い。そこで国道、県道を村長にやれといつたつてとてもできない。それ／＼の職域に従つて能率なり技術なりを發揮できるようにするというのが行政能率の増進の意味であつて、この調査会議の勧告もそういう線に沿つて書いてございます。

○委員外議員(木下源吾君) この点は増田さんの主観と、私の客観的に見るものとは違ふからこれは論議はやめて置きましょう。併しながらあなたのおつしやる中にも成るほど今の高度な技術、いろ／＼そういうものはそれは特殊なものだと思ひまして、その点は私はあなたのおつしやるもので何ら反對するものはない。是非そういうものはやりますとしてやるべきものだと思つておられます。ところが今度の場合にはそうではない。直轄事業というものは、予算的の措置によつてのものはいふのだと、こういうことにみんな

引つくるめてしまつて、そういう点に今度のこんがらかつておるところがあると思つてあります。その点はどうですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 私はちつともこんがらがないと思つております。それは今私の村は内地の村です。が、北海道の村は今度はもつと貧弱になつておるのですから、而も内地の職權には御厄介になるのでありますけれども、それをみずからやれといつたつて無理な話です。規模から申しまして大きな規模の公共事業等は国がやる。これは北海道は内地に比べて規模が小さいのにやるのではないかと御説もございしますが、これは木下さんのよく御承知の通り、北海道の道民諸君の担税力から見ても、やはり内地並みの大きな事業でありますから、北海道といふものは大体国がやるのはけしからんとなつたおつしやりました。が、あなたがたのおつしやるという見地から見れば、北海道民諸君の担税力から見れば、あれは国でやるべき事業なんです。私はそういう北海道民の幸福を大いに増進をする必要があると確信しておるのではありませんが、必ず木下さん

も北海道民の福祉のことは非常に御心配なんです。ですから心の中では全然御賛成であることは信じますが、如何でしょうか。

○委員外議員(木下源吾君) お尋ねだから何ですが、八十年国から金を出してやつてもらつても相変わらず貧乏人が殖えるばかりですから、あなたのおつしやるようなことは私は考えておりません。経済力と物を持つた者がみんなふくらまつて、そこに住む住民といふものはひからびてしまつていふこ

とはあなただつてよくわかると思ひます。併しここでは議論するひまはないからやめましょう。金は今度はかかる、かからんの問答は大分あつたようであります。ところがかかるというところは私が今言わなくてもこれは長官自身の口からそれはかかると言つておるのであります。どういふことかといへば、今までだつて使つておつた。ないことをもう承認しておつた。ないからこれは金がかかる。なければ仕事ができない。これはもうあなた自身が金のかかることを承認しておる、無償で貸すとか譲渡するといふことは、これは別問題であると思ふ。金のかかるといふことだけはこれは否めない事実です。その点はどうでしょうか。

○国務大臣(増田甲子七君) 今までは使つておつたといふことは我々は使つたかどうか存じませんが、我々が會計法上その他から見て面白くないことを前提として、そうしてそれが当然なんだ、合法なんだ、だから余計かかるからけしからんといふことを言われて困るのであります。ただ併し従来やつておつたようなことは會計検査院その他から批難がございしようとも、今度は所要の手續をとつて合法的な立場で従来の權利、義務関係や、或いは経済関係を変更しないようにする、変更しないようにするのですから、金がかかるわけはないじやございせんでしょうか。

○委員外議員(木下源吾君) 変更しなくても、ないといふことだけは承認するでしよう、どうでしよう。それは御承認になるでしよう。

○国務大臣(増田甲子七君) 私はどこまでも無償で、例え建物だつて全然

ないのです。

○委員外議員(木下源吾君) そういうことでない。ないといふことは御承認になるでしようといふことを尋ねる。

○国務大臣(増田甲子七君) 全然ないと思つておりません。道で買つた機械が相当あります。

○委員外議員(木下源吾君) あなたが貸してやらなければ仕事ができないといふことをおつしやつておられます。貸してやろうといふ、だからして仕事をやるに間に合うだけのものはないといふことだけは御承認なさるでしよう。

○国務大臣(増田甲子七君) そこは又その知事さんと相談して、知事さんが貸してくれと言へば……。

○委員外議員(木下源吾君) 貸す貸さといふことじやない。

○国務大臣(増田甲子七君) 貸してくと云われればやりますが……。

○委員外議員(木下源吾君) なか／＼増田さんはうまいからはずきり……私は分じやない、秒を数えて言つておるのです。本当にはつきりしたことを言つて下さい。私は一秒でも惜しいわけなんです。

○国務大臣(増田甲子七君) ないとは申しませんが、少いことは認めます。そこで私もただ貸せる……。

○委員外議員(木下源吾君) ただ貸せることはそれは別の問題です。それは有難い、涙がこぼれるほど有難いがそれは別問題で、ないといふことだけは御承認になるといふのでしよう。

○国務大臣(増田甲子七君) ないといふ上にすくといふ字がつく、少いとは思ひます。ないとは思ひません。

○委員外議員(木下源吾君) 少い、補助事業でも道でやるのには困るといふ

ことだけは御承認になるでしよう。

○国務大臣(増田甲子七君) 比較的少い部門がございしよう。併し相当買つてございしよう。それからこれから今自治事務としての公共事業を先ほど梶見さんにお答えしましたが、国の事業としての公共事業もうんと殖やす、公共事業をうんと殖やすといふ中には必ず機械費が入つておる、機械費はやつぱり従来あるものだけを使つて行こうといふ消極的態度でなしに、今年も一億何千万円も買いますから、これを買つて若し道になければ貸してやつてもよろしい、とにかく皆さんが北海道のためにどん／＼機械を買つて欲しいと思ひます。

○委員外議員(木下源吾君) 私は機械でやらなければいけませんといふことは審議會で言うて、今年は三倍にしてもらつたので有難く思つておる。けれども私はその問題をさういふつまり一般的な常識じやなく本當に道には機械が足りないし、困るといふことだけは、あなた御承認になつたのだから、私はこの点はやめます。そこで総合開発といふことをどういふことに御理解になつておるか、昨日あたりあいまいだつたがさつ／＼ばらんのあなたの頭のいいところではつと云つて下さい。

○国務大臣(増田甲子七君) どうもまるでこれは大学の教授の講義の注文といふようなことになつて非常に、私はさういふ能力は余りございせんが、開発法に書いてございします通り、農業、工業或いはもう一つの鉱業或いは水産業、あらゆる部門について相互の連絡のとれた調和ある一体の関係において大開発を行うといふのが総合開発だと思つております。

○委員外議員(木下源吾君) そうい

ような有機的なものを集めただけで調和はとれないと思う。やはりそこには人間の精神的なものも必要である。そうでなければこれは総合でない。あなたは北海道長官時代に出した寄せ集めだと言われておたが、それはあなたのおつしやる通り寄せ集めだと思ふ。やはりそういうものを集めて、それは従来のような寄せ集めよりもつと高度なものにはね上げるといふところに総合の意味があり、そのためにはいわゆる住民の人の和がなければならぬということに帰着するのじやないか、その点はどうか。

○國務大臣(増田甲子七君) 私はこの部門々々について申し上げましたが、行政機関についても総合ということはあると思ふ。一元と総合とはこれは多元という言葉のほうが本当は一元の對象の言葉でしようが、やつぱり行政機関についても総合ということはあると思ふ。農林省も、建設省も、運輸省も或いは北海道庁も、北海道にある陸運局も、或いは国有鉄道管理局も、或いは営林局も総合一体の関係において働くということがやつぱり北海道の飛躍的開発を図るゆゑである。こう考へております。どこまでも私は道知事が一元的に所管せにやならんといふことは合点が行かないのであります。一人で全部やらなければならん、成るほど権限を持つたかも知れないけれども、とても一人の人間の事務能力とかそういうものは心理学的に見ましても限定されております。無理なことなんです。おれが何でもかんでもやるのだといつて権力だけにとるけれども、実行ができない。そういういらい

ろな点が多々あるからこそそれを今度改革せんとするわけであります。

○委員外議員(木下源吾君) 田中知事の供述を聞いておきますと、この点が非常に食い違つておるのです。一方のほうでは自分の立場を考へるので、そうであるから知事もそうであらう、そうではない。北海道知事の言つておることは、そんなことはない。北海道知事の非常に力説しておることは、民主的にやるんだというところに基礎があるのです。尤も知事、個人田中の手腕力量というものを自分で過大に評価しておるのではない、民主的にやるんだ、その点がいわゆるこの官治方式といわゆる民主的なつまり自治方式とは非常に離れておるのではないか、こういう思想、考へ方が一貫して、金があるのだから、これはおれのお金だから、おれがやるんだからお前たちは喜んで。これは併しながら私はそういふ一貫しておる考へ方と我々の考へ方とはこれは非常に懸隔があるので、これを究明するには具体的な事実、この事実においてこういうように能率が上らない、或いはこういうことをやつておつたのでは総合開発の実が上らぬといふことを証明できるんだけれども、今はもう時間ありませんので、この程度で私はやめておきますが、私どもの何かすれば個人の力を過大に評価したり、そういう意味ではないということだけは増田長官、この機会においてあなたも一つ御反省を願つておきたい。

○國務大臣(増田甲子七君) 私は木下さんが、北海道の田中参考人が民主的という言葉を使つたから田中君のやるということが直ちに民主的とは思つておりま

せん。新憲法下におきましてはこの政府の吏僚も民主的の公僕であると思つております。大體政府自身が民主的の政府だから、民主的の国会によつて選出された總理大臣の下において形成したおる政府は民主的の政府であります。このとき新憲法が置かれた後においても、まだ官僚政治とかといふようなことを言つておりますのはどうかと思ふ。そうしますと、皆さんが官僚政治を監督する國家の最高機関である、というようなことになつておる。○委員外議員(木下源吾君) 委員長からだん／＼時間のことを言われておりますから、非常に簡単にわかるようにお尋ねするのですが、今度定員の移し替えをする、その場合の實際的にはどういふふうに切替えられるのですか、任免するか、或いは又政令でどういふようにするとか、法律でどういふようにするとか、そういう点を一つ具体的に……。

○政府委員(岡田包義君) 自治法の政令を變更しまして三千二百四十六名を減員するわけでありまして、それから別個に開発局に三千二百四十六名が新設という形になるわけなんです。

○委員外議員(木下源吾君) 形のことでは御説明にならなくても書いてあるからわかるのです。實際にはどういふようにおやりになるか、例えば地方自治法施行令の七十一條ですか、あの人々の進退については知事と相談するといふことが書いてあるのだ、そういう点は一体どうなるのだ、實際問題を聞いておるのだから……。

○政府委員(岡田包義君) 地方技官、地方事務官のほうは定員が少くなるわけでありまして、自然定員に相当するものはなくなるわけでありまして、それから新たに總理府技官、總理府事務官という名前になりまして、總理府より任命する、こういう機構になると思ひます。

○委員外議員(木下源吾君) それはわかつておるというのです。わかつておるのだが、個人々々の問題をどうするか。○政府委員(岡田包義君) あつそうですかではない、大事だから聞いておるのです。

○政府委員(岡田包義君) 現在直轄工事を扱つておるものは、自然人で言いますれば、そのまま開発局の總理府技官、事務官に、手続は別ですけども、そういうふうになる、こういう考へをしておりまして。

○委員外議員(木下源吾君) 今働いておるものはそのままそういうことになるというのですか。○政府委員(岡田包義君) 原則といたしましてそのままにするつもりであります。

○委員外議員(木下源吾君) 知事は、例えば土木部長というものにやらしておるものはそのまま土木部長としておやりになるという意味ですか。○政府委員(岡田包義君) それは何であります。現在土木部長の例を申しますと、余り具体的に人の……土木部長といふのは取消ししよう。或るポストについておる、それがこの直轄事業をやつておる人はその開発局のほうへ移ると、そういうふうになるわけでありまして、それで今、やはり土木部長に

例をとりましよう。

○委員外議員(木下源吾君) あなた、今まで増田さんなら増田さんの権限のあるものはそれでいいのです。知事の権限です、つまりやつておつたことがあるでしよう、職務上のこと。そういうことは一体どういふようにするかというのです。そのままでやるのかというのです。

○國務大臣(増田甲子七君) 残しておいて、地方技官や事務官はそのままでございます。誰を置くか、彼を置くかといふことは、これから一々調べてやります。

○委員外議員(木下源吾君) その点も聞きます。○國務大臣(増田甲子七君) これはその点も地方技官、地方事務官として残します。○委員外議員(木下源吾君) 大體誰と誰を……。○國務大臣(増田甲子七君) 補助事務をやつておるものは地方技官として残る、直轄事業をやつておるものは總理府の地方技官として残ります。それから直轄事業をやつておる地方技官、地方事務官は總理府所管の地方技官、地方事務官で、それが今度は總理府技官、總理府事務官になります。これは土木部長といふのは道の職名であります。が、地方技官、その地方技官は總理府技官であります。○委員外議員(木下源吾君) 補助事務をやつておつたものは不足になるのでしよう、あなたのほうに行つたら……。○溝淵春次君 時間はどうなつております。○委員外議員(木下源吾君) 大切なことだけ……。

○溝淵春次君 盡きてると思う。十五分間は完全に打合せしておるのだから。(際限がないと呼ぶ者あり)

○国務大臣(増田甲子七君) 木下さんにお答え申し上げますが、予算を要求し、且つ議決をされましたあの予算のうち補助事務に従事しておるところの地方技官何名ときまつておりますから、それだけです。

○委員外議員(木下源吾君) たくさん聞かなければならぬのですが……

○委員外議員(河井彌八君) 官房長官が見えておりますから。

○委員外議員(木下源吾君) 官房長官はいいです。(笑聲)私は大切な政治的の意味のことだけは総理大臣に聞きたいと思つておつた。増田さん一人でおやりになつておるようだから、増田さんに聞けばいいと思つて、それで聞いておる。時間がない、時間がないというものであります。まだあるのです。

○委員外議員(河井彌八君) 時間を割当ててありますから、六時少し過ぎても仕方がないと思ひます。

○溝淵春次君 本日のこの内閣委員会を開くに当りまして、委員長は理事を寄せられ協議した結果は、五時までに質疑を終り、六時に討論採決に入る、この打合せをして進めて頂いたと思うのであります。すでに六時を経過いたしておりますので、委員長より御指示のありました時間は、我々自由党議員も一言の質問もせずに、社会党のかたがたの皆適切な御質問に対して敬意を表して謹聴して参つたのであります。が、すでに打合せ時間を経過いたしております、議事進行に關しましてこの程度で質疑を打ち切ります、直ちに討論採

決に入られんことの動議を提出いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員外議員(河井彌八君) 溝淵君に申し上げます。これは厳格に申せば委員長の間違ひであります。大体委員長は本日六時には討論採決に入りたいというところを思つてお諮りいたしました、委員通告者を調べて見ますと、なか／＼多かつたのであります。そして質疑ばかりでなく、答弁をする時間も相当これは見積つておいたのでありますけれども、併しそれらも案外長くなりまして、遺憾ながら六時の予定にははまらなくなつたのであります。でありますから只今の討論終局の……質問終局の動議は、理由はよくわかりますが、併しもう少し、例えば七時までぐらいにお延ばしを願ひたいと、委員長はお願ひするのであります。

○溝淵春次君 自由党は一時半の委員長の内閣委員会開会の御意見に対して一時半に皆揃つておりました。社会党の諸君が揃つたのは二時半であります。一時遅れられて来て、なお質問はです、相当長きに亘り、極めて微細に亘り、答弁も又増田長官、岡田次長とも、むしろ我々は長過ぎる、長過ぎると思ひ(笑聲)ほどに答弁がありまして、この問題に対してのすべての点は十分了解され、質疑の点につきまして十分了解されたと思ひますので、私は内閣委員会の權威のために、一旦委員長が理事を集められてきめられたことは、殊に本日は最終の日であります、一分間といへども大切な時間でありまして、これに対して内閣委員会としての責任の上におきまして、只今私の提出いたしました動議を御採願願ひ

たいと思ひます。(議事進行と動議は成立してゐる、採決と昨日の連合委員会のごとく採決して下さい)と呼ぶ者あり)

○委員外議員(河井彌八君) 議事法から申しますれば、採決するのが当り前かと考えます。併し折角まだ発言をされるかたが残つておりますから、できるならもう少し時間を延ばして頂きまして、そうして質疑を盡されたいと思ひます。これは御相談であります。どうしてもしないといふと仰せられるならばそれは採決いたします。

○溝淵春次君 委員長の人格を信頼し、開始以来誠に適切な委員長振りに対し敬意を表して参りました。会期はすでに十二時までとして余ところ数時間しかございません、この時に当りましてこの内閣委員会を基礎的に委員長とお打合せいたしました議事進行の方法が崩壊されるということは、すでにこの議案は衆議院を通過いたしました、すでに今日で五日たつております重要議案であります。審議を盡さなければなりません、この委員会における審議は連合委員会といひ、内閣委員会といひ、共に心魂を打込んであらゆる角度から審議を盡したと思ひますので、これ以上質疑続行の必要はないと思ひますから、直ちに動議の採決をお願いいたします。もう動議は成立しているから採願願ひます。

○梅津錦一君 只今動議は成立したといふことになつておりますが、速記をお調べ願ひたいと思ひます。委員長はその動議に対して溝淵君の指名をしておりません。発言に対して指名をしておりませんから、それをお調べ願ひたいと思ひます。

○溝淵春次君 指名を受けずに発言したことはありません。

○梅津錦一君 すでに委員会において持ち時間のことが申合はれて今まで続けて来たわけですが、私の持ち時間はあと三十分あるか御計算願ひたいと思ひます。

○委員外議員(河井彌八君) 溝淵君、もう一つ御相談申し上げますが、あなたのおつしやる通り取計らうべきであると思ひます。併しもう一つお考えを願ひたいのは、木下常任委員長が特に発言を求められておりますから、木下君の発言の時間だけ一つ発言を終らせるように、それから採決したいと思ひます。

○溝淵春次君 それではさうに木下委員長の質問を終ると同時に動議の採決を願ひます。

○委員外議員(木下源吾君) 私は実に公正な河井委員長の考えに心から敬意を表するものであります。併しなから與党諸君の只今の話を聞いて委員長さぞお困りだろう、かように考えますから、私は未だ発言の許された時間がございまするけれども、これを以て私は打ち切ります。併し私は一言増田長官にお願いしておきたいことだけを言ひまして頂きたい。それは時間を余り取りません。私ども北海道の道民として、又日本の開発のために、日本の国土総合開発のために極めて重要である北海道をよくしなければならぬといふことに対しては同感であります。併しそれをするやり方というものについては根本から意見の相違があるといふことは先ほど来の御答弁によつて明らかなんです。私は併しながら、なを北海道の開発のためにあらゆる忍ぶべからざることも我々は忍びますが、どうか併

しなから、北海道民に自治の能力がないとか、力がないとか、何もできないの、金はこちらからくれてやつていふのだというふうな、少くとも北海道に骨を埋める覚悟で開拓に行つた道民を侮蔑するような、そういうことを印象付けられないように十分一つお心遣いを願ひましておやりを願ひたい、かように一言申し上げます。どうも有難うございました。

○委員外議員(河井彌八君) それでは只今溝淵委員から動議が出まして、質疑終了というのであります、これには賛成がありましたから採決をいたします。溝淵君の動議に賛成の諸君の御举手を願ひます。

(挙手者多数)

○委員外議員(河井彌八君) 多数であります。ではさうにいたします。

次にお諮りをいたします。本案に対して討論に入ります。

○溝淵春次君 本案につきましては、今質疑打ち切りの動議が成立いたしましたので討論に入るのであります。質疑に入りました以来今日まで五日間、各委員のかたの質疑の内容は、大体この法案に対する賛否の論に亘つて、その含みのある意見が五日間交わされたのでございます。従つて討論に入りましてやるべき議論も、本日までの審議におきまます質疑応答によりまして、大体盡くされたと思ひますので、時間ももうすでにございませんで、討論に關しましては万全を期する意味におきまして、この法案に対して最後の意見を聞かないといふことは誠に不適當だといふ意見が出るかも知れませんが、私は討論を省略して直ちに本案に対して採決されんことの動議を提出いたし

ます。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) ちよつと溝淵君に申述べます。重要な法律案につきましては、まだ討論を省略したという例がないこととあります。従いまして極く時間を限るといふようなことは必要ではないかと委員長は考えます。殊に委員長の手許に提出されておりますところの修正案が、二案あるものであります。そういう関係にありま

するので、できるだけ討論を短くいたしまして、そうしてこの案について採決をいたしたいと考えます。それでありますから討論省略の動議は暫らく御猶予を願います。

○溝淵孝次君 それでは委員長の御裁断にお任せいたしますが、討論の時間は極めて少時間で以て、そうして直ちに採決に入られるように希望いたします。

○委員長(河井彌八君) なお申述べます。これで委員長が宣告いたしました通り本案について討論の時期に入つております。従いまして、ここに本案の修正案が二案出ておりますが、これについて、修正案だけを一つ御陳述を願いたいと思います。吉田君と梅津君であります。それでは提出者から修正案を朗読いたさせます。

○吉田法晴君 それでは審議せられております北海道開発法の一部を改正する法律案の、修正案の内容を簡単に趣旨説明をさせて頂きたいと思ひます。先ず修正案を自身を朗読いたします。

北海道開発法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和二十六年七月一日」を昭和二十七年四月一日に

改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第一項の次に附則第二項として次の一項を加える。

2 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、北海道の住民の投票に付するものとする。

修正案は以上の通りであります。第一項の昭和二十六年七月一日を「昭和二十七年四月一日」に改める。というの、新たに附加します二項が若し御賛成を得るとするならば、住民投票を行わなければなりませんので、七月一日では到底行えないということで、来年の四月一日に訂正をしているのであります。次に問題は憲法第九十五条と、それからこの北海道開発法の一部を改正する法律案との関係でございますが、私の考えております点は、先般

来の質問の際にも若干繰り込んで御質問を続けて参つたのであります。私が申上げるまでもなく、従来これは戦争以前の旧憲法によりまして地方自治は、明治以来の日本の国が中央集権的な官僚主義を加味いたしましたものであります。府県のごときは地方自治体と言われながらも、その実態は地方自治の実を備えておらなかつたのであります。或いは委任事務等に現

われておりますように、国の出先機関的な任務が強かつたり、官僚主義的中央集権主義の出先機関としての本質がむしろ府県の本質であつたと言ひ得ると思ふのであります。地方長官の名前は、この実態を明らかに示しておると考へるのであります。而も滿洲事変或いは日華事変の勃発に伴ひまして、昭和十八年であつたかと思うのであります

が、地方自治制度の改正によつて残された地方自治体の残滓さへも奪ひ去られて、全く地方自治体の実を失つてしまつたのであります。新憲法におきましては、かかる旧憲法時代のような名目的な地方自治体を、中央集権的な出先機関としての府県でなしに、或いは市町村にいたしまして、もつと実質的な自治体になるように、そうしてそれが憲法上、或いは関係法上保障せられるようにという意味において、憲法の上に地方自治の一章が入れられまして、憲法上地方自治が確保せられることに相成つたのであります。その後

治法、地方財政法その他の法律が設けられ、或いはこれに関連いたします法

ができて今日になつたのであります。この新憲法の下におきます地方自治を憲法において保障し、国家の立法権をも加へまして、この地方自治が侵害せられないように保障して参らうという制度の下において、先に北海道開発法が提案制定せられました。この北海道開発法の際にも憲法九十五条の問題が出たのであります。論議せられましたが、そのときには企画官庁であるという故を以て、これは憲法九十五条との関係はないという説明が一応通つたのであります。併しなお九十五条との関係があるというところは、あらゆる憲法に關します解説書、或いは関係書類に出ておるので、或いは地方特例法に關します論議の中にもそれが出ておることを以て明らかなのであります。或いは北海道開発法の立法制定の際に、この問題はもつと論議すべきであつたということもできましよう。併してそれは過去のことでございますが、

或いは今日若しも過去のものと見ていうならば、増田開発庁長官のもつと早くこういう改正法なり、或いは本法を作るべきであつたという考え方が残ります。ならば、なお今日北海道開発法に遡つても議論をし得る根拠があると考えられるのであります。更に北海道開発法は今まで開発庁が企画官庁であつたといひますならば、今度開発法の一部改正によつて、その出先機関として地方支分部局としてできますこの開発局において、実態的に北海道と

いう地方自治体がやつて参りました仕事を国に移す、こういう北海道開発法の実態的な影響が、今度の一部改正法によつて結果せられるのであります。それから、私どもは今日再びここに憲法九十五条との関連問題を取上げるのは当然であると思ふのであります。実質的には先ほどの質問の中でも論議をして参りましたけれども、今まで北海道でやつて参りました或いは道路、港

湾、河川、こういった開発事業に関連いたします仕事、本来地方自治体の仕事であるか、或いは国の仕事であるかという論議から出発いたしますけれども、地方自治法第二条に明示せられておるところを考えますと、これらの十一号に示されました仕事は本来地方自治体の仕事であるし、なお又特に国の仕事だと法定せられましたのは、地方自治体の仕事が第一であり、地方自治体において不適当と考えられるものが国において行われる。この地方自治の本来の考え方からいひまして、地方自治法第二条の十一号に掲げられました仕事は地方自治体の仕事であり、而も開発事業の、或いは河川、道路、港湾等に関連いたします開拓事

業といへども、これは本来自治体の仕事である。これは道路につきましても、国道も含めまして府県知事の管理の下にあるという道路法の規定に關しましても言ひ得ることだと考へるのであります。北海道開発法の一部改正法案の第十二条に書いてあります「国の直轄事業」という文字の内容が、そのほかに問題になるのであります。或いは河川、道路、港湾、こういった実際の開発事業になつて参つたと思ふのであります。提案理由の説明、或いは開発庁長官その他の説明によりますと、それが国の費用によつて行われておるといふ以外に、それが本来どちらの仕事であるかという点が明らかにされておる。それから、明らかに北海道におきます地方費道或いは準地方費道は北海道の仕事であります。費用を国が負担しなうとも、或いは補助いたしなうとも、仕事それ自身は北海道の仕事であり、又道路は北海道知事を管理者としておるものであることは明らかであります。それをこの法律によつて費用を国が出しておるからとして、国の仕事として、北海道の自治体がやつて参りました仕事を国に取りますことは、実質的に北海道という一つの地方公共団体に屬します事業を、行政を国に取上げるという実質的な結果に相成ると考へるのであります。このことが憲法九十五条の言ひます地方特例法になりまことは明らかであると思ふのであります。或いは百歩を譲りまして断定できないといひたしても、憲法九十五条と関連いたすという疑ひがございますならば、私は参議院として十分の審議を盡し、或いは私どもも院内に

おいて法制局、これは参議院の法制局だけでなくて、衆議院の法制局の意見も聞いて参りました。或いは当時の国務相でありました金森さんの意見も間接的に聞いて参りましたが、憲法九十五条と関連性があるとする疑いの余地が十分あるであります。日にちを覚えておりませんが、極く最近出ました週間朝日の中にも、憲法九十五条の問題として、この北海道開発法の一部改正法律案に於いておるのであります。その中に憲法九十五条を引いて、「仮に自由党政府が多数党の力を發揮して、議会の本会議や委員会が所志を貫徹したところで、それが憲法の明文に抵触する疑いがあるれば、当然現地の人民投票問題が起る可能性があり、結局、事柄は最高裁判所にまで持ち込まれて黑白を明らかにする必要がある」といふ限らない。憲法の厳然と定めるところを尊重する責任は、むしろ多数党であればあるだけ重いくらいのものである。」と書いてございまして、私はこれは当然の議論であると考えてるのであります。百歩を譲りまして、或いは金森さん、或いは学識経験者その他広く関係者の意見を聞いて、十分に公聴会その他の機会を持ち、もつと慎重審議をせらるべきであつたと考えるのであります。この問題については十分には私どもが質問或いは討論を継続することができませんでしたけれども、十二分に憲法九十五条抵触の疑いがあります以上、私もここに「憲法九十五条の規定により、北海道の人民投票に付するものとす。」という一項を加えますことが、憲法を守り、憲法の中の地方自治を伸ばして行くこととする新憲法の精神を守って行くゆえん

であると考えます。参議院が抑制機関としての第二院の役割を持つておりますならば、私もその点について、法の制定について全からしむる意味において、この北海道開発法の一部を改正する法律案に、先ほど朗読いたしましたような「憲法九十五条の規定により北海道の住民投票に付するものとする。」という一項を加えるべきであるということを感じ、ここに修正案を提出することであり、意を盡しませんでしただけども、一応修正案の趣旨を弁明しました次第でございます。

○委員長(河井彌八君) 次に梅津委員から修正案の御提出が有ります。その内容は、只今吉田委員のお述べになりました修正案の一部と全く同一であるのであります。梅津委員から簡単にこの提出の理由の御説明を願います。

○梅津委員(一君) 修正案に対する趣旨に弁明をいたします。

北海道開発法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則第一項中「昭和二十六年七月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改める。

こういう修正案でございます。只今吉田君から同じ性格ということで委員長申されましたが、かなり内容の異なつておるものであります。こういう意味で、私は実施期間に対する問題を中心にして、政府原案であるところの七月一日を来年の四月一日の年度切替えにしよという意味であります。何故にこういうような修正動議を提出いたしましたかという理由を申し上げます。ならば、およそ私は発言の時間がありませんので、抑えられましたので、いろいろ政府に対して疑義を質せば、私

は短時間でこの趣旨弁明が済んだのでありますけれども、私に與えられた時間をここで流用いたしましたので、十分は私の趣旨弁明をお聞き願いたいと思つております。

【委員長退席、理事楠瀬常務君委員長席に着く】

實質的には單に北海道総合開発事業の執行のその方式の変更にとどまつておつて、一に北海道における行政機構の構造を根本的に変革しよう、というものであります。そも／＼北海道において開発計画の進展が自治体と共に現在まで発達して来たのでありますけれども、今日におきましてもおなじく依然として自治体による北海道及び道の市町村行政の重要部分は、開発計画の推進に待つておるのであります。これを除外して北海道における自治行政は全く成り立たない。而も開発計画の実施に基く移民の入殖に當つては、増田長官が述べられておる通りに、道路、橋梁、土地改良等の基本的な建設工事がなされなければならぬ。更にこれに並びまして、文化施設としての学校、或いは厚生施設としての療養所の設置、生活保護関係の費用等も更に考えられる。産業技術の指導は勿論でございますが、その指導奨励に対する費用の交付等万般の措置が必要であります。このこととなくしては北海道開発そのものの成果は期待し得られないのでございます。特に北海道における移住当初の住民は、極めて担税力

弱く、これらの移住民に対する大半の保護施設は、北海道及び市町村の費用を以て賄われていたものであるであります。開道八十年の間北海道においては国家たる開発事業等その地域内における自治体制度の密接不可分の関係を断ち切ることなく、今日まで両者共に生成発展して来た歴史を持つてゐるのであります。昭和二十二年地方自治法施行に伴い、従来の官選知事は身分上公選知事に変つたのでありますけれども、その事務の範囲は殆んど変化がないのであります。これは今までの実情等によつて明らかである通りであるのであります。北海道開発事業は従来通り北海道に一任して、他の一般行政と有機的、総合的に運営せられて来たことは事實であるのであります。然るに今回政府の提案された北海道開発法一部改正法案は前に申し上げましたように、事實上この歴史と伝統ある一元的な開発方式を二元化して平行線においてこれをやつて行くこととする大改革であるのであります。北海道住民は勿論、関係自治体にとつてもこれほど重大な問題はなく、又その影響するところは自治体にとつて或いは住民にとつて、極めて深刻なものであるものであります。俗にローマは一朝にしてならずという言葉がありますように、現在までの北海道の歴史を考えますと、今日、今日の開発の歴史には粒々辛うたし、今日、今日の開発の歴史が、開拓先人の努力と一元化して開発行政執行の結合をなして来たのであります。八十年の歴史と伝統が秘められてゐるのであります。従つて今議会において、只今も木下議員がこの歴史を申され、或いは若木君がこの実情について幾々質疑

応答をなされたのも、この現地における相関関係にあるところのこの住民と政治との問題であると思つてあります。その他の議員におきましても、北海道の実情に關しまして重要な問題が昨日、今朝にかけて審議されたのであります。然るに時をかきざつたしまして、一方的な政府の意思によりまして、この開発法の実施が強行されんとしておるのであります。質問が再三ございまして、私といたしましてはこの実施に對します期間の問題は、相当論議を盡さなければならぬと思つてあります。

【理事楠瀬常務君退席、委員長着席】

只今も吉田法晴君から開発に關する実施は住民投票の結果においてなされなければならないという制約された修正案が出ましたと同じように、私は七月一日のこの法律案を来年の四月一日にしようとする、そのゆえんのものがここにあらわけてあります。このように政府は急激なる開発行政分離を強行することによつて挙げ得られるプラスの面は未だ具体的に示されてゐないのであります。考えますれば今回の開発行政の機械的分離は却つて私はマイナスの面を出すのではないかと、これを憂ふるものであります。

即ちその第一点といたしましては、今回の出先機関設置に伴う行政費の増加についてであります。政府は機構の分割に伴つて経費の増加は来たさなされるものではないといふのであります。従つて地方負担の増加は到底考えられないものではないといふのであります。如何なる調査の根拠に基いてそのやうなことを言われるか、地方行政調査委員会がまだ調査を見ておりま

これをいたしますから……。

○溝淵春次君　只今吉田委員と梅津委員から、修正案に対する御意見の御開陳がありました。又一つの御見解として傾聴いたしましたのでございますが、その御意見の中には、今日まで質疑の問において質疑の真髓を盡された点に触れた点が相当あつたと存じますが、非常に詳細に亘つてその案の説明をされましたが、私は政府提案になりまする北海道開墾法の一部を改正する法律案の原案に賛成いたします。同時に、吉田委員と梅津委員からの修正の御提案でありますが、その一つは、本年七月一日から実施をするのを明年の四月一日からに改めようという御意見であります。これはすでに衆議院を通過し、そうして参議院を通過することになりますれば、大体におきまして増田長官の御説明のごとく、新らしくそれぞれの準備を必要とする面は極めて少いのでございまして、北海道におけるそれ〴〵の機構を、これを国家的機構を統合すればよいのでありますから、七月一日までの期間があれば、十分にその操作、準備はできると存じまするから、やはり昭和二十六年七月一日から原案のごとく実施することが、この一部を改正する法律案の趣旨に照しまして適切であると思うのであります。

同時に吉田委員からも、梅津委員からも續々憲法第九十五条の規定に対する御意見がございました。この御意見も誠に傾聴する御意見であると思ひますが、これを實際的な問題として、この御意見が若し正しいといひまするならば、北海道開墾に関する法案は、昨年の法律第二百六十六号を以て制定されたのでございまして、すでに衆議院、

参議院を通過いたしましたして一年を経過して参つておりますので、それでこの問題につきましては、憲法第九十五条に對する御意見は、それ〴〵の見方もあるでございませうが、私もはこの際この憲法九十五条の規定による住民投票等の必要のある場合には該當しないものであるという確信を持つておるのでございまして、この修正案に對しては反対いたします。同時に原案に對しまして、私も十分今日まで検討し盡したのでございまして、誠に時宜に適したる一部の修正案であると適切に考えますので、原案に對して賛成をいたしまして、修正案に對して反対いたします。

○委員長(河井彌八君) それではこれから採決をいたします。

北海道開港法の一部を改正する法律案につきまして採決いたしますが、先ず吉田君の御提出になりました修正案を議題といたします。本修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔挙手者少数〕

○委員長(河井彌八君) 少数であります。よつてこれは否決せられました。

次に梅津君の御提出の修正案について賛成の諸君の挙手を願います。

〔挙手者少数〕

○委員長(河井彌八君) 少数であります。これ又否決になりました。

更に北海道開港法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。可決いたしました。ついでに原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

委員長の報告は委員長にお任せを願います。(「異議なし」と呼ぶ者あり)更に多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

午後七時十一分散会
出席者は左の通り。
委員長 河井 彌八君
理事 楠瀬 常緒君
梅津 錦一君
大谷 榮潤君
郡 祐一君
松平 勇雄君
山本 米治君
松本 勇雄君
東 隆 楠瀬 常緒君
これを以て散会いたします。

○委員長(河井彌八君)

委員

委員外議員
人事委員長 木下 源吾君
國務大臣 増田甲子七君
建設大臣 岡崎 勝男君
政府委員 内閣官房長官 岡田 包義君
北海道開港庁次長

説明員

地方自治 小野 哲君
政務次官 林 修三君
法務府法制意見第二局長 森永貞一郎君
大蔵大臣官房長 大蔵省主計局次長 東條 猛猪君
農林政務次官 島村 軍次君
運輸省港湾局長 黒田 静夫君
経済安定本部建設交通局長 今泉 兼寛君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 小林與三次君
建設大臣官房文書課長

昭和二十六年六月二十二日印刷

昭和二十六年六月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所